

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 2 8 年 3 月 9 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 施政方針
- 第5 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第6 議案第4号 町道轟崎葛龍川線道路改良工事請負契約の一部を変更する契約の締結について
- 第7 議案第69号 天の川橋下部工耐震補強工事請負契約の一部を変更する契約の締結について
- 第8 議案第70号 若井笠ノ川池災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約の締結について
- 第9 議案第5号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第6号 平成27年度四万十町一般会計補正予算（第5号）
- 第11 議案第7号 平成27年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第8号 平成27年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第9号 平成27年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第10号 平成27年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第11号 平成27年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第12号 平成27年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第17 議案第13号 平成27年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第18 議案第14号 平成27年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

- 第19 議案第15号 平成27年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第16号 四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第21 議案第17号 四万十町過疎地域自立促進計画の策定について
- 第22 議案第18号 四万十町行政不服審査会条例について
- 第23 議案第19号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第24 議案第20号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第25 議案第21号 四万十町農村地域活性化複合施設条例について
- 第26 議案第22号 四万十町ふるさと支援寄附条例について
- 第27 議案第23号 四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第28 議案第24号 四万十町基金条例の一部を改正する条例について
- 第29 議案第25号 四万十町税条例の一部を改正する条例について
- 第30 議案第26号 四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例について
- 第31 議案第27号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第32 議案第28号 四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第33 議案第29号 四万十町興津水産物鮮度保持施設条例の一部を改正する条例について
- 第34 議案第30号 四万十町湯の里ふれあいの家条例の一部を改正する条例について
- 第35 議案第31号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について
- 第36 議案第32号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務規約の変更に伴う財産処分について
- 第37 議案第33号 四万十町立ひかり保育所に係る指定管理者の指定について
- 第38 議案第34号 四万十町滞在型市民農園に係る指定管理者の指定について
- 第39 議案第35号 四万十町小野農業構造改善センターに係る指定管理者の指定について
- 第40 議案第36号 四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定について
- 第41 議案第37号 四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者の指定について
- 第42 議案第38号 四万十町作屋就業改善センターに係る指定管理者の指定について
- 第43 議案第39号 四万十町興津地区多目的集会所に係る指定管理者の指定について
- 第44 議案第40号 四万十町大正北ノ川多目的集会所に係る指定管理者の指定について

- 第45 議案第41号 四万十町江師生活改善センターに係る指定管理者の指定について
- 第46 議案第42号 四万十町里川入会林総合利用センターに係る指定管理者の指定について
- 第47 議案第43号 四万十町昭和高齢者創作館に係る指定管理者の指定について
- 第48 議案第44号 四万十町地吉農産物処理加工施設に係る指定管理者の指定について
- 第49 議案第45号 四万十町十川農林水産物処理加工施設に係る指定管理者の指定について
- 第50 議案第46号 四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者の指定について
- 第51 議案第47号 四万十町七里集会所に係る指定管理者の指定について
- 第52 議案第48号 四万十町川奥集会所に係る指定管理者の指定について
- 第53 議案第49号 四万十町小野川集会所に係る指定管理者の指定について
- 第54 議案第50号 四万十町秋丸集会所に係る指定管理者の指定について
- 第55 議案第51号 四万十町野地集会施設に係る指定管理者の指定について
- 第56 議案第52号 四万十町大正奈路集会所に係る指定管理者の指定について
- 第57 議案第53号 四万十町瀬里集会所に係る指定管理者の指定について
- 第58 議案第54号 四万十町河内集会所に係る指定管理者の指定について
- 第59 議案第55号 四万十町井崎集会所に係る指定管理者の指定について
- 第60 議案第56号 四万十町十和川口集会所に係る指定管理者の指定について
- 第61 議案第57号 平成28年度四万十町一般会計予算
- 第62 議案第58号 平成28年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算
- 第63 議案第59号 平成28年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算
- 第64 議案第60号 平成28年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算
- 第65 議案第61号 平成28年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算
- 第66 議案第62号 平成28年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第67 議案第63号 平成28年度四万十町介護保険事業特別会計予算
- 第68 議案第64号 平成28年度四万十町簡易水道事業特別会計予算
- 第69 議案第65号 平成28年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第70 議案第66号 平成28年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算
- 第71 議案第67号 平成28年度四万十町下水道事業特別会計予算

第72 議案第68号 平成28年度四万十町水道事業会計予算

第73 陳情第27－40号 陳情書の取下げについて

第74 陳情

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第74まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（18名）

1番	橋本章央君	2番	林健三君
3番	古谷幹夫君	4番	緒方正綱君
5番	岡峯久雄君	6番	下元真之君
7番	岩井優之介君	8番	水間淳一君
9番	吉村アツ子君	10番	味元和義君
11番	下元昇君	12番	堀本伸一君
13番	楨野章君	14番	武田秀義君
15番	中屋康君	16番	西原眞衣君
17番	酒井祥成君	18番	橋本保君

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（0名）

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
政策監	田辺卓君	会計管理者	左脇淳君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋口寛君	危機管理課長	野村和弘君
企画課長	敷地敬介君	農林水産課長	熊谷敏郎君
商工観光課長	下藤広美君	税務課長	永尾一雄君
町民環境課長	植村有三君	建設課長	佐竹一夫君
健康福祉課長	山本康雄君	上下水道課長	高橋一夫君
教育委員長	谷脇健司君	教育長	川上哲男君
教育次長	岡澄子君	学校教育課長	杉野雅彦君

生涯学習課長	辻 本 明 文 君	農業委員会会長	林 幸 一 君
農業委員会事務局長	西 谷 久 美 君	代表監査委員	中 岡 全 君
総務課財政班長	大 元 学 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長兼町民生活課長	山 脇 一 生 君
------------------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	仲 治 幸 君	町民生活課長	林 久 志 君
-----------	---------	--------	---------

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|        |           |     |           |
|--------|-----------|-----|-----------|
| 議会事務局長 | 宮 地 正 人 君 | 次 長 | 酒 井 弘 恵 君 |
| 書 記    | 國 澤 みやこ 君 |     |           |

~~~~~

午前 9 時32分 開会

○議長（橋本保君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより平成28年第 1 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、3 番古谷幹夫君及び13番榎野章君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては一昨日の 3 月 7 日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

17番議会運営委員長酒井祥成君。

○議会運営委員長（酒井祥成君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会から協議の結果につきまして報告をいたします。

本定例会は、本日 3 月 9 日から 3 月18日までの10日間としたいと思います。

詳しく説明をいたしますけれども、3 月10日は各常任委員会を行っていただきます。そして 3 月11日金曜日ですけれども、全員協議会、当初予算の勉強会を行うことにしております。そして、3 月14日はなお各常任委員会をお願いしたいというふうに思います。

3 月15日、16日、17日に一般質問を行います。3 月15日が 5 人、3 月16日が 5 人、3 月17日が 3 人でございます。そうしまして、最終日、3 月18日ですけれども、一般会計について自由討議を行いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りたいと思います。

○議長（橋本保君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日の 3 月 9 日から 3 月18日までの10日間であります。

お諮りします。

平成28年第 1 回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、平成28年第1回定例会の会期は本日から3月18日までの10日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定等につきましてはお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査、・行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告がっております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧願います。

次に会議規則第129条議員の派遣について、その結果を報告します。

平成28年1月2日、窪川四万十会館で開催されました平成28年四万十町成人式に議長ほか15名の議員が出席しました。

平成28年1月6日、香川県坂出市で開催されましたまちづくり・商業活性化セミナーに武田議員、下元真之議員、岡峯議員、古谷議員、中屋議員、5名の議員が出席しました。

平成28年1月15日、高知市で開催されました平成27年度新議員研修に武田議員、古谷議員、2名の議員が出席しました。

平成28年1月27日、愛媛県松山市で開催されました浄化槽トップセミナーに議長ほか4名の委員長、下元真之議員、中屋議員、堀本議員、酒井議員が出席。28日、愛媛県の道の駅視察を行いました。

平成28年2月16日、安芸市議会行政視察団をお迎えして、議長ほか広報広聴常任委員会7名の委員が出席し、四万十町議会タブレット端末利用の効果について説明、意見交換を行いました。

平成28年2月20日、志和コミュニティセンター落成記念式典に議長ほか12名の議員が出席しました。

平成28年2月24日、本町で開催しました四万十町議会議員研修会に全議員が出席し、講師に新潟県立大学国際地域学部准教授田口一博氏をお招きして、「議員の責務を果たすために」と題し、研修しました。併せて、タブレットの端末操作研修を行いました。

議長会の件につきましてもお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第4、施政方針を行います。

町長より施政方針を行いたい旨の申出がっております。

これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 皆さん、改めましておはようございます。

平成28年3月定例会におきまして、施政方針を述べさせていただきたいと思います。

本日、議員の皆様のご出席をいただき、平成28年3月町議会定例会が開催されますことを厚く御礼を申し上げます。本定例会にあたりましてご審議いただきます諸議案の説明に先立ちまして、平成28年度の町政運営に関する基本的な考え方及び予算案の概要についてご説明を申し上げます。

国内経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善により、景気は緩やかな回復傾向を維持しているものの、個人消費については総じて底堅い動きとなっており、新興国を中心とする海外経済の不透明感など、先行きの不安材料も見られているところでございます。

こうした中で、国は経済政策を一層強化し、経済の好循環を確立するため、GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロを目指す施策を打ち出したところです。

これにより、平成28年度は経済成長を軌道に乗せるとともに、少子化に歯止めをかけ、50年後も1億人を維持し、誰もが活躍できる一億総活躍社会を目指す政策が本格的に動き始めることとなります。

一方、地方創生元年と位置付けられた平成27年度は、本町においても人口ビジョンと総合戦略を策定したところであり、地方創生の推進を原動力として、国や県、近隣自治体とも連携し、地域力を結集した取組を進める必要があります。

また、昨年実施されました国勢調査の速報におきましては、5年前から7.5%にあたる1,413人が減少し、1万7,320人となっており、10年前から5年前までの8.7%にあたる1,794人の減少と比較すれば、総人口の減少は鈍化しているものの、少子高齢化はさらに進展すると予測されることから、新年度は、人口ビジョンで示す将来展望に向けて、総合戦略5か年計画を実行段階へ移行させ、さらには、まちづくりの最上位計画である平成29年度を始期とする「第二次四万十町総合振興計画」の策定も予定しており、持続可能な自律と共生のまちづくりを進めていくための人口減少克服と地域の創生を一体的な取組として加速化させる必要があります。

このような情勢の下、就任3年目となる平成28年度は、これまでの取組の土台の上に立ち、公約の実現に向け、新たな飛躍への挑戦の年として取り組む所存であります。このこ

とから、平成28年度の町政運営に当たりまして必要な視点を、地方創生におけるまち・ひと・しごとの好循環の確立を目指す観点から申し上げたいと思います。

一点目は、ひとに関する人材育成の推進でございます。

地域の持つ力や可能性を生かした自律と共生のまちづくりを進めていく上で、最も基本となるのは人の財（たから）、すなわち人財であり、人財の育成は、本町の発展には不可欠であると考えております。

このため、人材育成を最重要課題として中長期的な視点に立ち、地域力を結集した継続的な取組を進めるに当たり、新年度から人材育成担当部署を設置し、関係機関及び政策間連携の下、総合戦略の目標の実現に向け、戦略的な施策を推進してまいります。

また、地方創生を迫化させていくためにも、従来の縦割りの事業や取組を超えた新たな枠組みづくりや、事業推進主体の形成、専門人材の誘致、地域人材の育成など新たな担い手づくりが大変重要でございます。

新年度は、人づくり委員会において協議いただいている方針の下、子ども育成、地域の振興、産業振興の三つの基本的な方向性から、体制づくりや育成プログラムの確立を目指していきます。

また、先行して、入学者の減少が続いております町内高校の活性化を始めとした地域教育の魅力化の検討、若者就業や創業支援、専門的研修機会の提供による産業の中核的人材の育成など、3月補正予算と一体となって取り組むことといたしております。

さらには、高知大学との連携協定の下、高知大学地域連携推進センターへ職員1名を派遣し、強固な連携推進体制を築いていく予定としております。

この人材育成の取組が、現在及び未来のまちづくり、地域の諸課題の解決を将来的にも可能にしていくものと考えております。

二点目はしごととして、活力ある産業が育つまちづくりでございます。

魅力ある産業づくりを目指すため、本町の強みである豊富な地域資源を生かす第一次産業を中心とした地域産業の振興、また、その担い手となる人材育成などの取組を強化していくことは、産業分野の好循環を拡大させるための挑戦と考えております。

生産性の優れた農林水産業の環境整備の下、競争力のある産地づくりやブランド化、奥四万十博を契機とした観光産業の振興、さらには地場企業の育成と起業・創業支援など、高知県産業振興計画とも連動した成長分野の押し上げは、しごとが人を呼び込み、人がしごとを呼び込む好循環につながるものと考えております。

特に農業分野では、農畜産物の生産体制と食料自給率の向上を目指す地産地消や地産外商の強化を図る一連の対策であるまると6次産業化、畜産クラスター事業の導入などを新年度に盛り込み、関係者や事業者が結集・連携した取組を推進してまいります。このような活力ある産業が育つまちづくりの取組は、移住・定住の促進にもつながり、さらには活力ある地域づくりにつながるものと考えております。

三点目はまちとして、各分野の好循環を支えるまちづくりでございます。

合併10年を経過して迎える平成28年度は、人口減少に負けない新たなまちづくりの第2ステージのスタートとして、内発的発展を目指した地域の創生を推進する必要があります。この町に住み続けたい、住んでみたいと思われる暮らしにさらなる磨きをかけ、新しい人の流れを創出しつつ、若者の希望の実現と安心して暮らせる環境づくりに努め、地域の維持・創生に取り組んでまいります。

四万十川を含む豊かな自然を生かした交流人口の拡大、充実した子育て環境による移住定住対策、地域の支え合いの場となる小さな拠点づくりの推進など、地域内外の交流・連携の拡大、地域社会全体での子育て支援、住民自らの地域づくりを促進してまいります。

若者や子育て世代への支援としては、不妊治療費の助成や出産祝金の新設、2子以上の同時入所に係る保育料軽減要件を緩和したほか、教育環境の充実、さらには住宅取得補助金を新設し、出産から子育てステージに応じた経済的な負担軽減対策等を新年度予算に盛り込んだところでございます。

一方、新たに移住定住促進住宅を整備するとともに、移住希望者への住宅改修補助金の増額や家賃補助の新設など住環境支援の充実を図り、移住の促進も強化することとしております。

高齢者福祉では、福祉タクシー・バス利用券の対象者を80歳以上の全ての高齢者に拡大するとともに、親子二世帯が新たに同居する住宅の取得・改修を支援する家族支え合い居住支援補助金を新設したほか、低廉な高齢者生活支援住宅の整備、地域包括ケアシステムの構築など、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らすことができる地域福祉の充実を図っていききたいと思います。

また、町内二つの集落活動センターの充実を図り、中山間地域のモデル事業として発展させ、地域住民全体の活動を推進するとともに、喫緊の課題である防災対策の強化など、各分野が連携した好循環を支えるまちづくりを目指してまいります。

以上、重要な視点等から、さらに進む人口減少社会の現実を新しい時代として捉えて、

四万十町の第2のステージ、未来志向と可能性あふれるまちづくりに向け、皆様方とともに知恵を出し合い、汗をかきながら、全力で取り組んでまいります。

続いて予算案の概要について申し上げます。

平成28年度当初予算の概要について、基本的な考え方でございますが、本町の予算編成の目安となります国の予算案におきましては、経済・財政再生計画の初年度として財政の健全化に取り組む一方、高齢化による社会保障の伸び等により歳出が膨らんだ結果、一般会計の総額が4年連続で過去最大を更新しております。また、地方団体の歳入歳出額の見込みを示す地方財政計画におきましても、重点課題対応分の創設や前年度に創設されましたまち・ひと・しごと創生事業費の確保など、地方創生等の重要課題に取り組みつつ安定的な財政運営が行えるよう、必要な一般財源総額について前年度を上回る額が確保されております。

さらに、このような動きに積極的に対応した県の当初予算におきましても、人口減少下において県経済を拡大・再生産の好循環に乗せるべく、平成28年度から第3期目に入る産業振興計画の事業等を中心に、前年度比で8年連続の増額となっております。

本町におきましても、これらの動きに積極的に対応することにより、急激に進む人口減少に歯止めをかける一方、合併から11年目を迎え、普通交付税の段階的な縮減が始まる中で、事務事業のより一層の効率化に努めるとともに、中長期的な視点に立った予算編成と、持続可能な財政運営に取り組んでいかなければなりません。このことから、重要な視点を踏まえ、総合戦略に掲げた基本目標の着実な推進と公約の実現に向け、平成27年度補正予算と一体的な編成に臨んだところでございます。

その結果、一般会計当初予算額は、ふるさと納税に係る返礼品や事務経費、基金への積立金といった、ふるさと納税関連経費11億1,000万円余りを含む155億9,300万円となり、前年度当初予算と比較しても6億6,500万円、4.5%の増加となっているところです。このうちふるさと納税関連では、前年度当初予算と比較して寄附金が大幅に増加し、返礼品や事務費等の事業費で約4億円、ふるさと支援基金への積立金で6億8,500万円、合わせて10億8,500万円の増加となっており、ふるさと納税関連予算を除く実質的な予算規模は144億8,300万円と、前年度当初と比較して約4億2,000万円、2.8%の減少となっています。

また、一般会計のほか10の特別会計と水道事業会計を合わせた全12会計の予算規模でございますが、会計間の重複分を差し引くと前年度当初比で約6億9,000万円、3.2%増の225億2,288万3,000円となっております。

今後も、全国に誇れる豊かな自然環境と人材を最大限に生かした、活力あふれる四万十郷の創造に向け、職員一丸となって取り組んでいきますので、町民の皆様、また、議員各位のご理解とご支援をお願い申し上げます。新年度の施政方針とさせていただきます。

続きまして、12月定例会以降の主要な行政運営に関し、以下何点かご報告をさせていただきます。

まず、地域審議会についてでございます。

本町においては、旧3町村による合併協議によりまして地域審議会の設置が決定され、合併時より窪川・大正・十和地域審議会を設置をし、それぞれの区域を管轄する地域審議会として所掌事務を行ってまいりました。

しかしながら、地域審議会につきましては法律の規定に基づき設置期限が定められておりまして、本町の地域審議会は平成28年3月31日をもって終了となっております。合併時により約10年間にわたり、地域の課題等について審議、意見を賜ってまいりました委員の皆様には厚く御礼を申し上げますとともに、今後におきましても、今まで同様のご協力をお願い申し上げます。

なお、平成28年度からは地域審議会としての設置はなくなるわけですが、地域審議会に代わる新たな、新しい諮問機関につきましても検討する必要があると考えており、現在、住民代表により組織されております各地区区長会とも協議をしながら判断していきたいと考えております。

続いて、集落活動センターの開所についてでございます。

集落活動センターにつきましては、県内で現在18のセンターが活動を行っており、先月2月14日には、19番目のセンターとして本町の大正中津川集落活動センターこだまが開所いたしました。また、3月12日には仁井田地域の集落活動センターとして、集落活動センター仁井田のりん家が開所の予定となっております。

高知県においては中山間地域の維持・再生、地域で暮らし続けることができる生活環境の仕組みづくりとして、集落活動センターを核とした地域づくりを推進しております。

本町におきましても、総合振興計画の目指す、自分たちの地域は自分たちでつくるを基本に地域づくりを進めており、各地域や集落の維持・再生への取組について本制度を活用し、多くの地域で取組が行えるよう推進したいと考えております。集落活動センターの活動は、住民の皆さんがそれぞれの地域や集落で生きがいを持って暮らし続けられるよう、自分たちで地域の課題を解決していく取組を行っていくものでございます。今後、町内二

つのセンターにおいては、地域の維持や活性化に向けての活動を、地域住民の皆様が自分たちで取り組んでいくこととなります。この二つの地域が本町の地域づくりのモデルとなるよう応援していきたいと考えているところでございます。

続きまして、2016奥四万十博についてでございます。

梶原町・津野町・須崎市・中土佐町・我が四万十町の高幡広域をエリアとした2016奥四万十博がいよいよ来月の4月10日から開催されます。10日の当日は、須崎市のマルナカ須崎店の駐車場でオープニング行事を行うことになっており、住民の皆様には町の広報や奥四万十博推進協議会の公式ホームページなどを通じてイベント内容等をお知らせすることとしております。

奥四万十博推進協議会では、これまでに各5市町で計画いたしましたイベントや体験プログラムなどの協議を行いながら、ポスターや広報用動画などを作成するとともに、観光施設や空港、駅などへのポスターやのぼり旗の掲示、公式ホームページやテレビ・ラジオなどのメディア広報、各種雑誌等への掲載、県内外へのキャラバン活動などに取り組んでまいります。また、各市町のイベントや体験プログラムなどを掲載したガイドブックも作成しており、既に作成した春夏号は県内外の主要な観光施設や公共施設等に配布する予定になっております。

本町では既存イベントの磨き上げとともに、四万十川を中心とした観光資源、町の食や歴史・文化を生かした体験プログラム、地域の団体等が取り組んでいる事業やイベントに、新たな誘客につながる体験プログラムなどを加えた事業を実施することにしており、観光資源を生かした体験・滞在型の着地型観光を目指して取り組みたいと考えております。

現在、奥四万十博を盛り上げていくためのサポーターを募集しておりますが、本町では団体が101人、個人が179人で、合わせて280人のサポーター数になっております。最終的には300人を超すサポーター数になる見込みですが、今後はサポーターの皆様のご支援とご協力をいただきながら高幡広域の各市町を広くPRし、多くの方に奥四万十博の魅力を知っていただくとともに、本町として、訪れた観光客の皆様にはリピーターとなっていただけるよう誘客活動に努めながら、企画した事業の実施に取り組んでまいります。

この奥四万十博は住民の皆様が直接的に関わるケースは少なくなりますが、開催前の今月13日に行う四万十川一斉清掃への参加や、期間中の町内イベントや各地域の観光に訪れた方々に接する機会があった際には、お声掛けなど温かくお迎えしていただきますようご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で施政方針と、併せて行政報告を終わります。議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） これで町長の施政方針を終わります。

これより議案を順次提案いたします。日程第5、諮問第2号を諮問・答申後、日程第6、議案第4号から日程第19、議案第15号までの14議案を上程説明・審議・採決後、日程第20、議案第16号から日程第72、議案第68号までの53議案は提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。日程第73、陳情第27－40号を採決後、日程第74、陳情はそれぞれの所管の常任委員会に付託を予定しております。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第5、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本案件は人権擁護委員戸田利丕氏の任期満了に伴う後任者について、高知地方法務局長からの推薦依頼に対するものでございまして、平成28年7月1日より3年間、四万十町大正337番地5、岡林妙子氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものでございます。

岡林氏は平成21年3月末に大正診療所を退職されるまでの約36年間、四万十町で看護師として医療業務に従事されております。看護師の仕事は人道と博愛の精神を基に、一人一人の気持ちを大切に人々に接する業務であり、これまでの経験を生かし、人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任であると考えております。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の説明が終わりました。

お諮りします。

本件はお手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員の候

補者の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付しました意見のとおり適任と答申することに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第6、議案第4号町道轟崎葛籠川線道路改良工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、日程第7、議案第69号天の川橋下部工耐震補強工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、日程第8、議案第70号若井笠ノ川池災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、以上、議案第4号から議案第70号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第4号、議案第69号、議案第70号につきまして、一括して提案理由を説明申し上げます。

まず、議案第4号町道轟崎葛籠川線道路改良工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてご説明を申し上げます。

本工事につきましては、平成27年9月9日の第3回定例会におきまして議会の議決を受けたものでございますが、当初計画ではアンカー設置箇所の地盤は岩盤と想定していたところ、現地調査の結果、最上段横ロープアンカーの設置箇所の地盤が土砂であったため、岩盤用を土砂部用アンカーに変更する必要性が生じたことによるものでございます。また、施工に伴い発生する支障木の処分費につきましても追加し、変更することといたしました。

以上によりまして工事費が908万6,040円の増額となり、契約金額の変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

続きまして、議案第69号天の川橋下部工耐震補強工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてご説明を申し上げます。

本工事につきましては、平成27年9月9日の第3回定例会において議会の議決を受けたものでございますが、工事を進めていく中で当初設計では見込めなかった事案が発生したことにより、工事の内容を一部変更しようというものでございます。

変更内容といたしましては、実施設計時では橋脚、P1、P2、P3の3脚について耐震補強を行うこととなっておりましたが、床掘を行った結果、P3の橋脚が当初計画より高さ1.0

m増の変更が生じたため、P3の耐震補強工事につきましては修正設計・動的解析等の委託業務に再度時間を要することとなり、年度内完成が困難となりましたので、次年度に施工することといたしました。

以上の工事の変更により工事費が2,985万4,440円の減額となり、契約金額の変更が必要となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

続きまして、議案第70号若井笠ノ川池災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてご説明を申し上げます。

本工事につきましては、平成27年6月10日の第2回定例会において議会の議決を受けたものでございますが、工事を進めていく中で当初設計では見込めなかった事案が発生したことにより、工事の内容を一部変更しようとするものでございます。

変更内容といたしましては、実施設計時では地元地権者の協力により、施工現場に近接する山林から盛土材を採取する計画でございましたが、支障木を伐採し、表土をはぎ取った上で試掘いたしましたところ、想定以上に岩盤位置が浅く、ため池堤体に適する盛土材が不足することが判明いたしました。この結果によりまして、急きょ近隣の候補地を調査いたしましたところ、四万十町口神ノ川地区の山林において、ため池堤体に適する盛土材を確認することができましたので、不足する盛土材を第2土取場で採取することといたしました。

この変更に伴いまして、当初の土取場は運搬距離が0.2kmであったのに対し、第2土取場は運搬距離が1.7kmになるため、盛土材の運搬距離を変更しようとするものでございます。併せて、盛土材が変わることに対して、堤体の安定性を調査するための土質試験費用追加及び第2土取場におきまして盛土材を採取する上で支障となる立木の伐採、運搬及び根株等産業廃棄物の運搬処分を追加するものでございます。

以上の工事の変更により工事費が821万6,640円の増額となり、契約金額の変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

以上3件につきましてご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号町道轟崎葛籠川線道路改良工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これより議案第69号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第69号天の川橋下部工耐震補強工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第69号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

これより議案第70号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第70号若井笠ノ川池災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第70号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第9、議案第5号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第5号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては平成27年10月15日付け、高知県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿った高知県の改定に準じた、初任給を中心とした若年層の給料月額及び初任給調整手当額の改定とともに、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員法の一部改正等に基づき、級別職務分類表の規定を規則から条例に移行するものでございます。

初任給を中心とした若年層の給料月額を、改定による平成27年度給与等影響額は約220万円となります。医師等の初任給調整手当の、改定手当の改定につきましては、医師の月額を41万2,200円から41万3,300円へ、理学療法士等の月額6万7,100円から6万7,300円へそれぞれ引き上げることとしております。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） この条例改正は平成27年10月15日付けの高知県人事委員会の勧告及び勧告等の趣旨に沿ってとあります。それで、初任給を中心とした若年層の給与を、月額及び初任給調整手当の額を改定するとともに、全部読んでしまったら仕方ないんですけど。

高知県人事委員会の勧告の内容がよく分からないです。その根拠になる資料ですよね。なぜ若年層が対象なのか。給与月額、なぜ初任給調整手当というものが対象なのかということを知りたい。

それともう一つあります。私、地方自治法を読んでおまして、地方公共団体はその職員に給料を支払わなくてはならないと書いてあって、これは義務付けです。そして、給料の中身、つまり給料については条例で定めなくてはならないというのを読んだ記憶がありますので、ここで初めて規則から条例へと、これ職務分担表ですけど、出ていましたので。給与に関する全域で、条例で定めている部分と規則で定めている部分と、ここの区分けも聞きたいと思います。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

高知県人事委員会の勧告で、なぜ若年層が対象であるかといった点でございますけれども、高知県人事委員会は県内の111事業所を無作為抽出しまして調査を行ったところでございます。調査の実人員については3,826人でございます。そういった調査の中で、全体的な民間給与との格差が529円、0.15%あるということと、そのほとんどが、若年層に違いが見られるという結果が生じたところでございます。

職務分類表を条例と規則で分けて定めておるところでございますけれども、改正地方公務員法の25条第4項におきまして、等級別職務分類表を今回条例で定めるように規定され、今まで規則で構わなかったものが条例で定めるように規定をされたために、今回、条例に定めようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） それでは無作為抽出された111の事業所の規模、これを教えていただきたいと思います。

それと、今回だから、地方公務員法の改正によって、今まで規則で構わなかったものが条例で定めなくてはいけないということになったんでということなんですけど、職員の給与に関する部分で、どれが条例で、どれが規則かということをつまびらかに聞きたいわけです。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

規模につきましては、従業員数50人以上の企業を、111事業所を無作為抽出し、その中で調査完了率が91%でございますので、県内の50人以上の企業101事業所でございます。

それから、どの部分を条例でいうことですが、例えば給料表そのものは条例で定めるでありますとか様々ございますけれども、その中で、条例の中で規則で定めてよいものという部分と区分されておるところでございます。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 最後の質問になりましたが、そしたら、自治法に戻りますけど、職員の給料は条例で定めなくてはいけない。これに基づいて規則も条例によって委任されてるということですか。つまり、規則が条例によって、規則で定めるという部分が条例の中にあるということで了解してよろしいでしょうか。したら、全ては条例で定めるということですよ。条例の委任によって規則が可能であるということで了解してよろしいですか。

であれば、逆に、逆になぜ今回、規則が条例化されたか。ここが分からない。ちょっと整合性に欠けるように思います。全て職員の給料は条例で決めなくてはならないと自治法に書かれていますので。だから条例の中に規則が書かれている。この部分に関しては規則にする。であれば、その規則はもう既に条例中にあるわけなんで、今回どうしてこの規則が条例化されたかがよく分からないので、説明していただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 確かに条例の中で規則に委任されている部分もあるわけでございますけれども、今回の改正によりまして、等級別職務分類表につきましては条例で定めるということが規定されたということでございます。職員の職務の複雑、それから困難及び責任の度に基づく等級ごとの明確な給料額の幅を定めていなければならないということが規定されたところでございます。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。
これより議案第5号について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これより議案第5号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立多数です。反対者、16番西原真衣君。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午前10時22分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第10、議案第6号平成27年度四万十町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第6号平成27年度四万十町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、去る1月20日に成立いたしました国の補正予算（第1号）に伴い、国の交付金を活用し、平成28年度当初予算に計上予定でありました一部事業の前倒し等を行うとともに、ふるさと納税関連経費や国民健康保険特別会計繰出金の追加等を行ったほか、事業費の確定見込みによる精査等といった所要の予算措置を講じたところでございます。

それでは、歳出予算の主な内容につきまして、予算科目の順にご説明申し上げます。

まず、2款総務費でございますが、1項3目の財産管理費では、本年度に大正地域振興局庁舎に設置いたしました太陽光設備の整備に伴い、平成12年度に補助事業を活用して設置した既存設備の撤去が必要となったことから、耐用年数や残存価格等を基に県支出金返還金として180万6,000円を計上したほか、ふるさと支援寄附金の増加見込みに伴い、ふるさと支援基金積立金に歳入の寄附金と同額の2,000万円を追加計上するとともに、今後必要が見込まれる施設の大規模改修や修繕等に対応するため、施設等整備基金1億円を積み立てることといたしております。

また、4目の電算管理費では、国の補正予算関連事業といたしまして、自治体における情報セキュリティ強化対策として3,814万8,000円を計上したほか、6目の企画費におきましても国の補正予算関連事業といたしましては、本町の人づくり戦略に基づく育成プログラムの確立に向け、国の補正予算、地方創生加速化交付金を活用し、就業支援研修制度や、高知大学連携事業を行うための臨時賃金、委託料及び事務費で合わせて1,001万8,000円を計上いたしております。

また、同じく企画費では、ふるさと支援寄附金の増加見込みに伴い、特産品代や取扱手数料及び発送管理業務委託料と合わせて1,180万5,000円を追加計上しており、これによるふるさと支援寄附金に係る最終的な予算総額は歳入の寄附金で7億4,280万円を見込む一方、歳出では寄附金と同額の7億4,280万円を基金へ積み立てるとともに、特産品代で3億7,140万円、そのほか取扱手数料や発送管理業務委託料、郵便代等の事務経費として8,053万7,000円を計上するなど、累計で11億9,473万7,000円の歳出予算となっております。

続いて、3款民生費でございますが、1項1目社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金におきまして、慢性的な国保財政の赤字解消を図るため、今年度に税率改定を行うとともに、一般会計から基準外での繰出しを行うことにより被保険者の負担軽減を図ってまいりましたが、本年度の実績におきまして医療費の伸びが予想を大きく上回ったことから、新たに9,700万円を追加し、被保険者の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

続いて、4款衛生費でございますが、2項1目の清掃総務費では、本年3月13日に予定しております四万十川の一斉清掃後におきまして、通常の作業では取り除きが困難な場所にある漂着ごみ等の撤去委託料として40万円を計上し、後日予定しております桜マラソンや奥四万十博に向けて景観及び環境保全に努めてまいりたいと考えております。

続いて、7款商工費でございますが、1項3目観光費では、国の補正予算関連事業といたしまして、地方創生加速化交付金を活用し、高幡5市町が連携して行う奥四万十博覧会

の開催に必要な市町村負担金として1,196万9,000円を計上したほか、奥四万十博覧会に向けて、ふるさと交流センターの敷地内にラフティング用ボートを格納するための備品格納庫等整備工事費として126万5,000円を計上いたしております。

続いて、9款消防費でございますが、1項4目の防災費におきまして、災害時における本庁防災対策室等の機能強化を図るため、衛星携帯電話アンテナ設置工事や、電話機増設工事、災害放送用回線設備工事費として、合わせて161万3,000円を計上したほか、津波避難対策事業や耐震化促進事業におきまして、事業内容の見直しや事業費の精査等による減額を行っております。

続いて、10款教育費でございますが、1項2目の事務局費におきまして、学校校務用パソコン等の更新に必要な経費として、6年間に必要な経費の初年度分を14節のリース料により支出することといたしておりましたが、協議の結果、初年度については委託料により構築する必要が生じたことから、14節のリース料から13節の委託料に組み替えるとともに、情報セキュリティの強化対策等として増額をいたしております。

また、4項1目社会教育総務費では、大正地域振興局庁舎前にある公園施設において、児童の落下、危険防止のためのフェンス修繕工事費として109万1,000円を計上したほか、2目の文化財保護費では、国の重要文化財に指定されている旧竹内家について、かやぶき屋根が落下する恐れがあり、応急処置の必要が生じたことから、国や県とも協議の上、補強工事費として80万6,000円を計上いたしております。

また、5目四万十緑林公園等管理運営費では、星空の街・あおぞらの街全国大会の式典会場となる窪川四万十会館の修繕や備品購入費等として129万円を計上いたしております。

最後に、職員の人件費でございますが、病休、育休等の給与等について見直しを行うとともに、先ほどご決定いただきました一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う給与及び手当で201万6,000円の追加となったほか、無投票となりました高知県知事選挙等の時間外手当1,186万2,000円の減額など、各費目に見直し後の補正額をそれぞれ計上いたしております、一般会計全体で1,718万円の減額補正となっております。

なお、特別会計におきましても、今回の給与条例の改正に伴う同様の見直しを行っております。

以上が歳出の主な内容でございますが、冒頭でも申し上げたとおり、今回の補正予算のうち追加計上となる主な経費は国補正予算関連で6,300万円余り、施設等整備基金への積立金で1億円となっており、これらの特殊要因分で、合わせて1億6,300万円余りの追加計上

となっております。

一方、特殊要因分を除く通常分につきましては事業費の確定精査等により合わせて3億1,200万円余りの減額となっており、この差額の1億4,970万円の減額が今回の補正額となっております。

なお、これを賄う歳入といたしましては、各事業の進捗状況等を基に、補助金、町債及び基金繰入金等の確定見込額について精査を行うとともに、新たに国の補正予算関連事業に係る国庫支出金並びに町債の歳入を見込み、それぞれ計上をいたしております。

また、特別会計繰入金では、住宅新築資金等貸付事業特別会計におきまして、県補助金や貸付金収入の増額に伴い、必要な事業費以上の歳入が見込まれたことから、歳入超過となりました707万7,000円を一般会計への繰入金として計上したほか、基金繰入金では予定しておりました基金の取崩しを一部見送ることとし、4,187万8,000円を減額するなど、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

以上の結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ1億4,970万円の減額となり、累計予算総額は歳入歳出それぞれ164億700万円となったところでございます。

続きまして、繰越明許費の補正でございますが、国の補正予算関連事業で計4事業、6,326万6,000円。このほか町道改良事業や津波避難施設整備事業、耐震化促進事業、災害復旧事業などで計6億9,369万円となっており、一般会計補正予算（第3号）により既にご決定いただいた分と合わせまして18事業、8億6,402万8,000円につきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費として第2表に記載のとおり追加計上をいたしております。

最後に、地方債の補正につきまして第3表に記載のとおり、各地方債の限度額を追加変更しようとするものでございまして、国の補正予算関連事業により追加が生じる一方、事業費の確定見込みによる減額変更等に伴い、全体で4,600万円の減額となっております。

以上が補正内容の主な概要となっておりますが、国の補正予算等も活用しながら、引き続きより一層の健全財政に努めてまいりますのでよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原真衣君。

○16番（西原眞衣君） まず聞きたいことが、ここにあります。すみません。当初予算のほうなんですけど、結局同じことなんで、ふるさと支援基金の充当先一覧というのがあります。その中にふるさとの豊かな地域資源を。

○議長（橋本保君） 16番議員。当初予算ではありませんので、補正予算のほうです。

○16番（西原眞衣君） 補正ですか。では、質問を変えます。

まず、ページ14。地方消費税交付金ですよね。これは一般財源分と社会保障財源分とに分けられております。これは社会保障に充当しなくてはならない分だと認識しています。それで、これがどこに充当されたのか、歳出においてですね、それを明確に答えていただきたいと思います。

それと、続きましてページ32、人材育成推進事業委託料376万1,000円。これは高知大学の出前講座に委託したのかなと思うんですが、そこを明確に。

それで、現在までに上がっている実績。つまりどのような人材が育ったか。なおかつそれがこの町の、行政報告で町長が言われたような産業振興にどういう位置付けを持っているか。そのことについて答えていただきたいと思います。

それから次。教育委員会の所管なんですが、学校校務用パソコン等更新委託料3,331万3,000円。それでICTのサポーターの募集も広報で見ました。それで、多分これは想像ですけど、想定ですけど、生徒に、タブレットを全員に持たせて、電子黒板にタブレットに入力したものが瞬時に映し出されるというような授業内容を提供するための環境づくりのための、これは予算であると認識しています。それで、それを、そういう機器を導入することによって学習効果をどのように期待しているのか。これ、いわゆるアクティブラーニングと言いまして、情報の同時共有ですよ、教える側と教えられる側の。それで授業を活性化する。一方的に先生の話聞くのではなくて、生徒自ら参加できるというような、そういう制度上の目的があらうかと思いますので、その辺について説明していただきたいと思います。

次いで、ページ、すみません、めくるのあれなんですけど。これは減額になっておりますが。ページ31、四万十町行政改革推進委員会委員報酬、四万十町行政評価会議委員報酬、四万十町行政評価審査委員会委員報酬、これが全部減額になっている理由と、併せて、今までこの3つの諮問会議が行政に対して、行政改革の視点で出してきた答申内容の概要について答えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 財政班長大元学君。

○総務課財政班長（大元学君） 地方消費税の関係のご質問についてお答えをしたいと思います。

16番議員おっしゃられたように、地方消費税交付金につきましては、引き上げた分につきましては社会保障財源に充てることというふうにされております。お持ちかどうか分かりませんが、平成27年度の当初予算のときに、説明資料の中に主な一般財源の使い道と、使途ということで書かせていただいております。その中に地方消費税交付金という欄がございますけれども、その中で、うち社会保障財源化分については社会保障財源について充当するということが明記をさせていただいております。

具体的な充当先でございますけれども、ちょっとこの資料の中にはなかなかボリュームがありますので盛り込めておりませんが、一例申し上げますと、3款1項の社会福祉総務費の国保の特別会計繰出金ですとか、そういったもろもろの社会保障経費、これが当初予算ベースですけれども、一般財源でいきますと約19億3,000万円ぐらいございます。今回補正で計上させていただいておりますが、地方消費税交付金が、補正後の予算が3億4,100万円。このうち社会保障の財源分が1億4,400万円ということになっておりまして、先ほど申し上げたように、社会保障の関連経費19億円余りのうちの1億4,400万円についてはこういった社会保障財源を充てているということになっております。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） タブレット端末等における学習効果のことなんですけれども、アクティブラーニングという、主体的に活動するということなんですけれども。タブレット端末を使いますと、自分の例えば思いとか、意見とかそういうものを、課題による自分の思い、意見というものを自分で端末の中で表にする、あるいは文字にして皆に伝えやすいように表現することができます。それを前の先生の電子黒板のほうに映すことによりまして、子どもたちの意見をみんなに伝えることができます。それから、子どもはそれによって自分の表現を前で伝えることもできるということで、自分の表現を皆に伝えることができやすいということとか、それから、そのようなことでまた主体的にそれぞれ自分の意見を持って、子どもたちが活動できるというようなことが利点であろうと思われます。

以上です。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） それでは、私のほうからは予算書32ページ、人材育成推進事業委託料、これの内訳についてご説明いたします。

この委託料につきましては高知大への出前講座、来年度行う予定の出前公開講座、教育とか地域づくり、産業振興等の分野について講座のほうを依頼する予定にしまして、その委託料、それが116万8,800円となっております。それと併せて、高知大学へのアドバイザー派遣を依頼する委託料、その分が259万2,000円という内訳になっております。

続きまして、31ページ、四万十町行政改革推進委員会、四万十町行政評価会議委員、行政評価審査委員会の報酬の減額についてお答えいたします。この減額の理由につきましては会議の回数が減ったとか、会議の委員の欠席者が減ったという理由でございます。

答申内容でございますが、今年度におきましては特に答申というのはいただいております。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） それでは2回目の質問です。

まず最初に地方消費税のことなんですけど、増額部分は財政班長が認められたように、これはその自治体の社会保障の財源にするということが決められております。そして、それをしっかり検証するということを財務省が言っております、御存じのように。すみません、こんな言い方して。

それで、私は補正について伺っているのですが、当初の資料をめくると、これは補正というふうに言われました。ですから、補正で答えていただきたい。今は補正予算の審議中です。補正予算における社会保障充当分の地方消費税の額が、補正における歳出のどこに充てられているかを聞いております。ちょっとお答えがずれていたと思います。

それと次。タブレットの導入によってアクティブラーニング、参加型、つまり子どもの表現力を養うようなということを聞きました。それでは逆に、タブレット、電子黒板がないと子どもの表現力が養われにくいんでしょうか。その観点で。先生の授業を聞くだけではなくて、先生が子どもに話し掛ける、問い掛けることによって子どもの表現を引き出すことは可能であると思います、ICTがなくても。それについてどのように考えていらっしゃるかを聞きたいと思います。

最後、行政評価会議、行政改革推進委員会、行政評価審査委員会、これ全部回数が減り、出席者も減り、従って報酬が減額になったという説明をいただきました。回数が減ったり、出席者が減ったりしている理由はどういうところにあるんでしょうか。それと、今年度は

答申がないという回答がありました。これはいつから始まって、今まで答申は何度も出ているはずですので、私はその概要を聞きました。つまり、今までのということであります。それについて答えていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 財政班長大元学君。

○総務課財政班長（大元学君） すみません。お答えが不十分だったかと思しますので、補足をさせていただきます。

先ほどご説明申し上げた地方消費税交付金のうちの社会保障財源化分。こちらのほうは確かに社会保障財源に充てるというふうに法律上されておりますけれども、ただ、この地方消費税交付金につきましては、社会保障財源化分を含めて一般財源という扱いでございます。予算上はあくまでも一般財源ということで、この一般財源について、こういったところに使っているのかを明確にしろという国の趣旨でございます。ですので、この予算書上は、どこに充当したかというものははっきりは出てまいりません。ただ、財政班の資料といたしまして、社会保障関係の一般財源で、こればあ四万十町で使ってますよと、そのうち社会保障財源化分のこの1億幾らを充ててますという整理をさせていただいておりますので、先ほどご説明申し上げたように、平成27年度の当初予算ベースですけれども、社会保障関連経費が数十億円ありますが、このうちの一般財源として19億円余りの一般財源を必要としております。これだけの一般財源を使ってますので、そのうち社会保障財源化分として1億4,400万円、これは十分充てた上でまだ残りがあると、足りないというような形になっておりますので、今回の補正分でどこに幾らという充当の整理はしておりません。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） タブレット端末の使用の件なんですけれども、確かに教員の問い掛け等によりましてアクティブラーニング、主体的に活動するということは当然可能でありますし、それもほかの学校でも今当然やっていることであります。

ただ、タブレット端末での学習ということで、先ほど申しました、そういう子どもたちの自分の意見をそのタブレットで表現できる、それを文章にして話せる、あるいは表にして、自分で主体的に表にして話せると。そういう技術につきましてはすぐに簡単に、今書いたことが前へも映るというようなことで非常に便利なところがありますし、それぞれ子どもによりましてやはり表現もいろいろ違ってきますので、教員の指導方法にも当然よる

と思いますけれども、こういうタブレット端末での子どもたちへのアクティブラーニング。それから、子ども一人一人が発表する、あるいはそれを、タブレット端末を見合ってから、班で話し合いをする、あるいは次に全体で一つにすると、そういう効果もございますので、方法につきましてはいろんな使い方の方法があると思います。ただ、子どもたちにとって非常に興味、それから関心を示すものの一つでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） それでは、予算書31ページ、まず行政改革推進委員会。これの役割というか、今までの答申内容等でございますが、この行政改革推進委員会におきましては本町でつくっております行革大綱、これを策定する上で町長のほうから諮問をいたしております。それに対する答申を行っております。それと、毎年度、行革大綱に基づく実施計画への取組。これに対して、毎年度の取組の報告に対してご意見を賜っているというような業務になっております。

続きまして、その下の行政評価の關係の委員報酬でございますが、この行政評価につきましては平成22年から町のほう行っておりまして、町の各施策、事業等の評価をまずは庁の内部で評価をしております。それについて外部的視点から意見を賜るという役割で、毎年度評価のほうをいただいているという、そういうような内容で、具体的に昨年度どの事業を評価したというのは、ちょっとここ、今、資料を持っておりませんが、各年度様々な施策について評価を行っているということでございます。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） すみません、3回目です。

最初のお答えに対する、地方消費税の増額分は社会保障に充てなくてはならない。けれども一般財源化されているのでというので、つまびらかには今は言えないというか、そういう資料が今手元にないというふうな回答であったかと思いますが。

なぜあえてこういうことを言いましたかというのと、ふるさと納税の寄附金が非常にこの町の、一般的なです、一般的な社会保障に充てられてるように見受けられる。例えば福祉バス、福祉タクシー、そうですね。あと乳幼児の医療の無料化、それから保育園の、町長が施政方針演説で言われたように、第2子、第3子、そういういわゆる子ども子育て支援に充てられている。ということを、ふるさと納税の資金がですよ。事業は継続しなければ意味がないですよ。継続が前提である事業に寄附金が充てられているのはいかにも

基盤が、財源が脆弱ではないかなって思うんですね。だから、振り分け先ということを知りたいというふうに思ったわけです。そのことについての考え方を聞きたいですね。この町の継続性が前提とされる子ども子育て支援に、ふるさと納税の寄附金を充てている理由ですね。ふるさと納税の寄附金、この制度がいつまで続くかという保証はありませんよね。それに対する考え方を聞きたいということが一点。そういうふうに質問を変えます。

それから、行政評価会議でしたっけ。あれに関しては内部評価というのは私見たことあります。その資料ありますからね。それで、内部評価に関して、その内部評価をまた外部から審査するということでありますよね。であれば、その内部評価の仕組みというのを存じ上げませんので、それについて説明していただきたいと思います。

それから、最後。教育の問題なんですけど、もちろん教師の問い掛けによって子どもの表現力、子どもの意見、吸い上げることは可能ですよね。そしたら、以前の問題ですね。つまりICT機器の導入以前に子どもの意見を吸い上げる、子どもの表現力を引き出すような、どのような教員の研修を行っていたかについて、存じ上げませんので教えていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げます。

今、長期的な財源の見込み、ふるさと納税があるのか、また、どうしてこれを導入したかということについて、ちょっと私のほうからお答え申し上げたいと思います。

せんだつての議会でも、このふるさと納税に取り組む基本的な考え方を申し上げたと思いますが、私なりに昨年の6月1日に、始める以上、そういった段階で当然子ども子育て、社会福祉へ使っていきたいということで、それぞれ、総務省のほうに、また財務省のほうにそれぞれこの制度について問い掛けをしました。現在のところ、これを、直ちに制度を廃止する考え方はないという考え方を一応確認をして、今現在取り組んでおるところでございます。

確かにふるさと納税というのは本人のご意思によりまして、寄附者のご意思によりましていただくものでございますので、非常にそういった、確かに不透明性と言いますか、将来にわたる継続性というのは確かに危惧される部分はあると思います。今回の提案でもご説明しておりますように、返礼品、これは町の一財を充ててます。これが半額相当。さらには手数料も含めて、おおむね60%を超えるぐらいの財源を一財で充てておるということでございまして、万が一、国が制度化を廃止するという事になっても、現在の一財を充

当することによって、これは可能になるというふうには自分は思ってます。ですから、そういった危機にひんしたときには、そういった一財をもって対応していきたいというような見込みでやっております。ただ、そのときには今の返礼品というのが、やはりこれがゼロになった場合は、2分の1の返礼品が町内の生産者、様々な加工業者の皆さん方の売上げにはつながらないというように思いますが、これはこれとして、現在のふるさと納税の皆さん方との言えば交流と言いますか、そういった気持ちを伝えながら、しっかり現在の額をキープをしていきたいということで、現在生産者ともども協議会の中で検討しておるところでございます。

ですから、確かに納税そのものは制度ですので、国の動向というのは非常に未知の部分がございますが、やはりこれは全国的にも今すごく取り組んでおりますし、こういったところは首長連合又は県とともに国のほうに要望していく。大きな財源になっておりますので、国のほうに要望もしながら、制度の継続性は訴えていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 教員の、表現力を引き出すための、子どもたちの表現力を引き出すための研究等ということで、学校の教員に対しましての、教育委員会は例えば校内研究支援事業等行っております。それは教員の授業力の改善でありますとか、それから資質、指導力の向上等の改善のために行われておりまして、それぞれの学校が校内研修というのを毎月行っておりますけれども。その中で例えば講師の先生を招へいし、あるいは中部教育事務所の先生方おいでいただきまして、それぞれの学校の課題を持って、それぞれ進めております。

そういう中で例えば授業であるならば、目当てを持つとか、目当てをまず示すとか、それから授業形態では一人でまず勉強し、そして次に班で学習して、それから全体に深めていくとか、それから最後は振り返りをしてまとめをすると、そのようなことで各学校はそれぞれ教員の指導力の向上、それから子どもたちのそういう表現力というものを引き出すための研究をいたしております。

以上です。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） それでは、行政評価における庁内、役場内における内部評価

の仕組みというご質問でしたので、その仕組みについて言いますと、まず最初には事務事業を行っております担当課で自己評価を行います。その後、ほかの課の若手、中堅クラスのメンバーで組織しましたプロジェクトチームによりまして2次評価という形でやっております。その後、最終的には各課長による庁議メンバー、このメンバーによります庁内評価の最終評価ということで決定をしております。それが役場内での、庁内での評価の仕組みとなっております。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

15番中屋康君。

○15番（中屋康君） それでは、ちょっと私も勉強不足で不明なところがあるのでお伺いしたいんですが、補正予算で。

今回、資料いただいて見ますと、補正予算資料の分ですが、推進事業ということで中を見ましたら、地方創生加速化交付金というのが、今回使っておるということであります。これは多分昨年、2015年12月ぐらいに国会通過をして、いわゆる地方創生に絡めて加速化をするための交付金ということであるようですが、今回はこの補正の中に入って。これは要するに、この使途内容はこの補正に合わせて、いわゆる時限的なものなのかどうかということと、ある一定やっぱり使い道というのが限られてくるということでもありますので、そのあたり、もうちょっと詳しく説明を願いたいということで、まずお伺いをしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 今ご質問がありました加速化交付金、これは地方創生加速化交付金ということで、平成27年度の国の補正予算で100%の交付金という形でやられております。その事業を使いまして今回、町のほう補正予算、人材育成の関係と、あとは5市町連携になりますが、奥四万十博の関係を国のほうに申請いたしまして認められたということで今回計上させていただいております。

加速化交付金なんですけど、去年度、実は同じような形で始まったときに、平成26年度補正予算でもいろいろの事業を計上させてもらいました地方創生交付金という事業がありましたが、あれと同じような感じの交付金でありますけど、ただ、かなり制約が今回のやつは大きくて、なかなか事業採択が難しかったという状況でございます。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 大体、加速化交付金の内容は承知をするんですが。

そうすると、じゃ今回いわゆるこの採択要件が難しいということで、今回の補正で、これ一本で終わってしまうということによろしいわけですね。

金額的に、例えばこれは上限があったりするようなことも聞いているんですが、そのあたりのことについて、本町についてはどのぐらいの。これの資料に載せてる分以外にどこかで使途をしているのかどうかというところがあればお伺いしておきたいのと、ついでにもう一点だけ。

今回、この分で、いわゆる奥四万十の負担金ですよね。要するに、各負担金1,196万9,000円。これは、こういう負担金は、使い方でいいわけかどうか。いわゆる各市町村にまたがるわけですが、その使い道で、いわゆるOK、OKであるから使ってるんだと思うんですが、その辺をちょっと詳しくお伺いしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） すみません。答弁抜かっておりました。

これは先ほど言いましたように、国の平成27年度補正に関する交付金でございまして、今年度だけ、27年度補正分だけでございます。28年度につきましてはまた少し形を変えた、こういう地方創生交付金というものはありますが、そちらのほうは100%交付金じゃなく、2分の1という形になっております。

それと、上限については、ちょっと記憶定かでないんですが、特に四万十町が幾らとかいう割当てはなかったと記憶しております。

それと、奥四万十博の関係でございしますが、これにつきましては連携事業ということで、5市町で申請をしております。須崎市が代表という形で、国のほうへはこの加速化交付金の申請を5市町連携でしたという形になっております。

以上です。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） 先ほど企画課長のほうから奥四万十博に絡んで、負担金というところでご答弁ありましたけれども、若干訂正というか、したいというところありますので。

前回の地方創生交付金では高幡の5市町の連携した事業計画にのっとって事業計画をしていますが、今回はさらに高知県が加わっていただきまして、高知県と高幡5市町の連携した事業を行うというところで計画書を作っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 新型交付金と今の加速化交付金の前段部分でご理解いただきたいと思いますので、ちょっと時間いただきたいと思います。

12月の決定において、それまでに総務省のほうは石破大臣を中心に、どういった今後、総合戦略を立てて国を活性化する、人口を維持するというような方針の中で、従来でしたら新型交付金、2分の1ということで28年度から始めようとしておったところです。ただ、総務省のほうもいろいろなところで意見を聞きながら、尾崎知事も地方創生に対するいろんな提言も行ってやっていた中で、国は全額交付金をもって、まずは総合戦略の実施に向けた基盤を整えようということが国として、政府として考えたところだと思います。

それに向け我々首長も一定いろいろな機会をもって、国会議員又は総務省の様々な会議においてそれぞれが発言をしたところでございまして、やはり名前のとおり、文字どおり円滑化ということでなかなか2分の1を、財源をもって新たなこういった人口ビジョン対策とかをするというのはなかなか、それぞれ各市町においても財政状況の厳しい中では難しいだろうという判断の下で、まずは平成28年に我々が要望、計画した事業が27年の補正で取り組めるような、それも、まして100%の交付金でやれるといえ、本当の正に円滑化ということでございまして、言えば自分自身らは一つの基盤、体制を推進していく中での前段の環境づくりというふうに捉えておるところでございまして、先ほど企画課長が答弁しましたように、なかなかこれも、総合戦略の中の数値目標、これの達成に向けて、大きな指標を達成するという大きな使命もありますので、なかなか採択は、何にでも採択できるというような状況ではありませんでした。

総合戦略の中で取り分け人口ビジョン、これはもう数値でしっかり出てきますので、これに向けて人材育成等々の言えば要望したところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 補正予算の資料から二点ほどお尋ねいたします。

3ページの下の方奥四万十博の件ですけれども、サテライトセンターに案内看板とか備品を置くとありますけれども、このサテライトセンターというのは各市町村にある総合案内所的なものとして理解してよろしいでしょうか。また、四万十町の場合にはどこにあるかお聞きいたします。

それからもう一点。説明資料の2ページ、ふるさと支援推進事業の目的。趣旨欄での質

間でございますけれども、ふるさと納税を利用して納税していただいた返礼代金の50%。  
この金額は各市町村が独自に判断して決めるものとして理解してよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） それでは、私は3ページの地域博覧会の推進事業の中で、奥四万十博のサテライトセンターについてでございます。

今回のサテライトセンターには、説明資料にございますように、看板とか備品を整備するということでございます。サテライトセンターの前方にサテライトセンターという案内表示という表示板を作成する。それとまたサイクリングスタンドの設置、それから情報端末でタブレットの設置というものを今回補正で計上させていただいております。

このサテライトセンターにつきましては、須崎市の道の駅かわうその中にインフォメーションセンターを構えまして、それと各市町にサテライトセンターを設置するというところで、情報の共有を図っていくという取組でございまして、本町のほうでは道の駅のあぐり窪川、それから四万十とおわ、それから旧都築邸のところの半平ですね。そこともう一つが大正のJR大正駅の前側ににぎわい拠点というものをつくっておりますが、そこをサテライトセンターとして位置付けております。

以上でございます。

（7番岩井優之介君「分かりました」と呼ぶ）

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） ふるさと納税における返礼品の金額なんですが、これについて特段規定というものはありません。ただ、国のほうからは当然各市町村、ちょっと加熱気味ですので、節度ある対応をとということで、本町の場合は郵送料も含めて半額、50%以内というふうに決めております。これは独自で決めて構いません。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） サテライトに関しては分かりました。

ふるさと納税の返礼ですけれども、それぞれの納税された方に対する希望、そういうインターを使ってのふるさとチョイスへ載せて、言うたら希望を聞いているというような形を取っているというふうに理解しておりますけれども、この返礼品の内容について一部地元から、それぞれ道の駅なんかを利用している方から、言うたらそれに選ばれない小さなお土産品などについて、お土産というかプラスアルファとして入れてほしいという希望が

ありますけれども、そういうふうな返礼品の設定ならば、それは可能ではないかというふうに思いますけれども、その点についてひとつご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 返礼品ではなしに、返礼品のおまけみたいな感じのお土産というような趣旨のご質問やったと。

（7番岩井優之介君「そうです」と呼ぶ）

理解しましたが。

これは返礼品、今いろいろな形の返礼品があります。単品のものもあれば、幾つかの商品を組み合わせたもの、また季節ごとに複数回によってお送りするとか、各市町村いろいろな返礼品を構えております。このお土産というのはまだほかの市町村で聞いたことはないんですが、実は四万十町では少し入れたらどうかということで現在行っております。本当のお土産ということで、100円相当ということで今年度はやってるんですが、そういう形で今後の戦略として考えていく余地はあるとは私のほうは思っておりますので、このお土産、あまり高額なものをなかなか町のほうも買うということもできない部分もありますが、その辺は今後検討していきたいと思っております。

以上です。

（7番岩井優之介君「よろしくお願いします」と呼ぶ）

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 予算資料のほうで二点だけお伺いします。

まず一点目ですけれども、1ページ目の上段、セキュリティの関係で、ちょっとほかの方まだ質問ありませんので、ちょっとお伺いしたいんですけれども。今回補正で3,800万円使って強靱化しようということなんですけれども、国が645万円で、あとは全部町の負担と。3,000万円以上の負担してますんで、もうちょっと詳しい説明を願いたいと思います。

ここで、これはサイバー攻撃へどう対処するかということで、目的は分かります。ただ、この内容ですね。左に四点ほど書かれておりますけども、この点のもう一回分かりやすい説明だけで結構です。

それと、この説明資料にあるように、いわゆる総務省が提示しておる自治体情報システム強靱性向上モデルを参考にしなさいと。それで、参考にして強靱化を図りなさいよということで、これは委託料というふうになってますけれども、これは、総務省の示した向上性モデルというのはどこか仕上がった何かソフトみたいなものであるのか、そこあたりがち

よっと分かりませんので、委託料になっておりますけれども、その内容、この点です。

それから、もう一点は2ページの下段の人材育成。これ、質問がありましたけれども、分かった範囲は省いて、この中で、内容の説明の中で、先行的事案と推進体制ということがありますけれども、この先行的な事案ということは、現実的には今、27年度でどういったことを先行的にやっているのか。このこと、具体的な内容が分かりませんので、この点と、高知大の連携事業は先ほどの質疑で分かりました。その上の就業支援研修制度の中で、試行的雇用が3人、いわゆる賃金で540万円ほど計上してありますけれども、この試行的な雇用はいわゆる、これも妙にぼやけて、どういったことで、試行的にどういった分野にこの3名を臨時賃金出して雇用するのか、ちょっと分かりませんので、この点についてご答弁願います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） それではまず、予算資料1ページ、自治体情報セキュリティ強化対策事業についてご説明いたします。

これ、説明資料へ書いてるんですが、国のほうは、特に昨年6月の年金の情報漏えい、こういうことがありまして、総務省のほうでは地方公共団体における情報セキュリティにつきまして抜本的な対策を検討するということで、自治体の情報セキュリティ対策検討チームというのをつくって対策を検討されてきました。その検討された結果なんですが、そこで三層の構えで万全の抜本強化策ということで、総務省のほうの方針というか、こういう形でやりなさいというような指針が出されました。それが総務省のモデルということで、システムのことでございます。

それで、その三点なんですが、一つはマイナンバーを直接利用するネットワーク、マイナンバーの利用系事務においては原則として他の領域との通信をできないように、基本的には分離しなさいというところ。あと、LGWAN環境のほう、これは国と県、地方公共団体の連携のネットワークなんですが、それについても通常のインターネットと分離しなさいというところ、そういう点。あと、インターネット接続系におきましては、先ほどの県議会でも言うておりましたが、各県単位で市町村をまとめた自治体の情報セキュリティクラウド、これを構築してセキュリティ対策を講じなさいというような三点の基本方針が示されて、それに基づきまして本町では、完璧な実はセキュリティというのはないわけなんですけど、今、例えば5のレベルであれば、できるだけ上げようということで、この四つの、資料へ書いております四つの対策をしようということを検討して決定したというところで

ございます。

その四つの対策の内容でございますが、一点目のインターネットセグメントの分離ということで、今、職員一人1台パソコンで、その中でLGWANも接続されておりますし、インターネットも接続されております。ここ、インターネットの部分をまず切り離していこうということで、ただ自席でインターネットが見れないと業務に支障が出るところもありますので、これ、仮想技術、画面転送という言葉なんですけど、そういう形で実際インターネットは見えるんですが、画面を見るというだけで、実際はその機器でインターネットというか、出口、どう言いましょう。そうですね、各自の端末にインターネットを接続しないで、また別のところにそういう端末、一つのインターネットの機器を置いて、各職員はそこからそこにある画面を見るというようなイメージで見てもらったらいいいと思います。そういう形に切り替えようという形です。

あと二点目の二要素認証導入ということで、これにつきましては各職員の端末からの情報持ち出しを、制限きちっとしようということで、USBメモリー等の制御に加えまして、暗号化のメモリーのみ使えるような形に変えていこうということでございます。

二要素は、すみません、申し訳ありません。違いました。外部媒体制御、三番目です。

二要素認証導入につきましては、現在職員証によりましてパソコンのログイン時、各個人個人で暗号を使っておりますが、それをもう一つ、今、一要素ですので、それ以外にもう一つの認証システムを入れようという形にしております。それによって職員の成り済ましができないような形を計ろうというやつです。

あともう一点、メールの無害化でございますが、メールにつきましては年金機構の問題もあったように、ウイルス付きのメールが送られてくる、これが数多くあります。これにつきましては巧妙さを増しております、総務省でも、仮に感染しても迅速に対応できる対策を講じる必要性を言われておりまして、まずは入口で止めるという形を今考えております。そういう形です。複数の目で確認することのできる、まず個人メールをやめまして、必ず各課のグループに送られるグループメールにすること。それともう一つは無害化と言っておりますが、添付ファイルとかテキスト形式受信などということで、現実には、先ほどインターネット経由で言いましたが、受け取る部署を一つにして、そこから仮に各個人の端末へは来るような形。まず一旦はその受け取る部署でチェックを入れられるような体制。いきなり各個人にメールが来るという形じゃなしに、全体でまとめて受け取ると。そういう形をしようという、この四つの対策を講じようということで、いろいろな対策は

あるんですが、これにつきましては本町は須崎市、中土佐町と３市町共同でやっております。３市町の担当チームで検討をした結果、まず早急にできて、費用もあまり掛からずに効果がある対策ということで、これを来年度やろうということで今回提案をさせていただいているという状況でございます。

あと、県のほうでも全市町村を対象にして、最初に言いましたクラウドの構築はやっておりまして、そことの関係もにらみながら対策を講じていきたいと考えているところです。

あと、すみません、続きまして、資料２ページの人材育成推進事業でございますが、先行的事案の内容でございますが、現在、実は人づくり委員会のほうで人づくりの方針を策定してもらっております。今月の２０日頃にはこれができる予定でございます。それに基づきまして来年度、実際の人材育成の実施計画とか実行を行っていくわけですが、ただ、先行的事案として今回補正予算で計上させていただいた分につきましては、まずは早くしなければいけないということで、学校の魅力化、これの支援に大至急取り組むということで、具体的にもうこの事業については取り組もうということで、今回の３月補正へ計上させていただいております。

併せてもう一点、試行的雇用という形で資料のほう書かせていただいておりますが、これにつきましては、本町を支える人材を確保しようということで、これは学生じゃないんですが、若者世代を試験的に雇用していろいろな研修をやっていこう、それでその３名の人材育成を進めていこうという形を検討しております。議会のほうからも提案がありました四万十大学校。社会人の学校というイメージで試験的に先行して雇用、３名を予算計上させていただいて、検討、実証と言いますと失礼になるんですが、取り組みたいということで今回の補正に上げております。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 今、企画課長のほうからちょっと試行的なことに対してのご説明させていただきました。実は、本当最近の会議の中で、戦略室長のほうからちょっと自分が一報いただいておりますので、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

せんだって、昨年ですか、窪川高等学校と四万十高等学校の３年生といろいろ話合いを持ちました。本来でしたら、ここに残りたい子がおりましたので、本来でしたら、こういったことがもっと早めに創設ができたらいんじゃないかという、今、反省点もありながら、今、企画課長が申し上げましたように、社会人も当然対象としますけども、なおかつ、ちょっと自分に一報方あったのは、ここに残りたい学生がおるということがありま

す。ですから、来年度にはしっかり定員を見て、一つの高等学校の進路指導として、地域でこういう業種で残っていきたいというようなことを識覚に、明確に説明をして、両高校の中でやっていくいう前段の、言えば試行的なという意味でも捉えていただけたらと思います。

それに先ほど、社会人に加えて、自分としてはそれに加えて、やはり今、まだ高等学校の中で潜在的に就職、進学等々の中で判断をちょっと迷っている方がおるというようにも聞いておりますので、できればそういった方を、しっかりとコミュニケーションを取りながら、本当にこの地域でやっていけるとなれば、やはり私としたら高等学校で、どうしても残りたいのに仕事がないという方を一定ここにお引き受けをさせていただいて、そこで基本的な学習、そして我が四万十町の、先ほど前段で触れましたけども、施政方針で触れましたが、今後大きな、例えば大型の加工施設、そしてクラスター、そういったことをしっかり牽引していけるような人材へ育ててもらうような仕組みも考えていきたいと考えておるところです。ですから、そういう本人試行じゃなくて、体制的な、来年に向けての、今年の3名の一応募集を募りながら、来年に向けての試行的というような表現でございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） セキュリティの強化のほうで一点だけ。大体内容的には分かりました。

そこで、もう一点お伺いしたいのは、この3,800万円掛けて委託するわけですが、こういう専門の恐らく会社を選んで、総務省がやったようなモデルを基にそういったところに委託すると思うんですけれども、この業者の選任方法。いろんなIT関係のこんな会社、全国たくさんあると思いますけれども、委託先をどうやって選任するか。この選任方法についてお伺いします。

それと、人材育成の点ですが、今の課長と町長の答弁で大体分かりましたけれども、その中で今、町長の答弁で、試行的雇用で3名の方を、540万円ほど3人に給料出して、いわゆる勉強をしてもらうということですよね。ですから、社会人、あるいは残りたい学生さん含めて検討したいということですが、この点については年間に一人当たり180万円ほどの給料を与えて勉強してねと。それでこの地域に残っているいろんなことを頑張ってやってほしいという、そういった意味での予算付けだと思うんで、やはりどういった方を選ぶかというのが一番大事になろうかなと思いますんで、そこあたりの人選をくれぐれも

慎重にやっていただきたいということです。質問は選任方法だけで結構です。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 選任方法はというご質問でございますが、基本的には選任方法、この情報関係につきましては提案式、プロポーザル方式、これを採用しておりまして、今回につきましてもそういう形を今考えております。

この予算額につきましては、実は見積りでやっております。ですので、またこれ、金額はかなり変わってくる可能性も見ております。ただ、技術も必要ですので、プロポーザルできちとした提案をした業者を選任していきたいというふうに考えております。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

6 番下元真之君。

○6 番（下元真之君） 私のほうから三点質問をさせていただきます。

まず一点目は今、議論があつておりました説明資料のほうの2ページの下段、人材育成推進事業の中で、高知大学との連携事業についてでありますけれども、この講座の開催を高知大学に委託するということですが、その内容がいまいち分からない。大学であつていような大学の授業のようなものを想像すればよいのか、それともスキルアップ講座のようなものを想像すればよいのか、また、技術を身に付けるようなものを想像すればよいのか、どういったものを考えているのか説明をいただきたいと思います。

もう一点は、予算書のほうの52ページ、四万十町雇用創出事業補助金の減額補正についてであります。雇用創出事業というのはそれこそこうした人材育成と言いますか、スキルアップを図るようなメニューがたくさん今まで行われてきていたんじゃないかなというふうに思いますが、今回はこの大きな650万円という金額が減額されているわけです。こういった、この理由について説明をいただきたいと思います。

もう一点は、57ページです。林業振興費の中の19節、ここにも大きな減額補正があります。四万十川流域豊かな森林保全整備事業補助金1,000万円の減額、その二つ下にも森林整備地域活動支援交付金1,200万円の減額、中身について教えていただきたいと思います。なぜこんな大きな額が使われずに残ってしまったのかということを教えていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 予算資料2ページの高知大学との連携によります推進事業の委託料の、高知大学による出前講座の内容でございますが、どういうものを考えているか

というご質問だったと思います。

基本的に、今年度も実は行っておりますが、教育分野でありますとか、地域づくりでありますとか、産業振興等、高知大のアドバイザーとも協議しながらになっておりますが、そこで検討しながら、食品ビジネスの教室であったりとか、今年度の実績になりますが、子どもに対するサッカー教室というのも今年度実は行っております。様々な講座は考えておりますが、具体的にこの講座をやるということまではまだ決定はしておりません。できる限り町内の人材育成につながる講座ということで、高知大の教授のほうができる講座ということで、起業支援になる講座でありますとか、いろいろ協議を今している段階でございまして、具体的に来年度この講座とこの講座というところまではまだ詰めれていないという状況ではございます。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） それでは、私のほうからは52ページの四万十町雇用創出事業の補助金の減額が653万5,000円ということで、減額の額が大きいというところでございます。

これにつきましては正直なところ、事業費の精査というところではございまして、これの大きなところといたしましては、現在、地域雇用の推進事業ということで、平成27年度は11件事業をしております。その中で主要なこの減額というところでは、昨年の4月から本格稼働しましたNIC四万十のコンタクトセンター、その人件費の減が主でございます。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 私のほうからは予算書の57ページ、林業振興費の19節、四万十川流域豊かな森林保全整備事業補助金の減額と、飛ばして、下の森林整備地域活動支援交付金、この減額についてお答えを申し上げます。

まず、四万十川流域豊かな森林保全整備事業の減額につきましては、これは民有林の整備をする際に国、また県の補助金を用いて、それを用いてもまだ所有者に負担がかかるわけですので、その負担をなくすために町独自で行っている事業でございます。この内容につきましては、国・県事業の予算枠というのがありまして、そちらのほうでカバーできる分がありましたので、町単独の経費を充てる必要がなくなったということで減額となりました。それでも5,000万円の支出の見込みとなっております。

それから、森林整備地域活動支援交付金につきましては、これは森林整備を行う前に森

林所有者とか、森林組合等の林業事業体が地域活動をする場合に支援をしているところがありますが、これは事業要望量が少なかったということが理由でございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 人材育成について、ちょっと私のほうから補足のお答えをさせてもらいたいと思います。

人材育成というのは本当に今日が言えば入口でございます、ご理解をいただきたいという意味でご容赦願いたいと思いますが。

私が就任して、公約に書いておりました、また、新聞発表で受けた副学長のほうから問合せがあつて、協力をしましょうと、人材育成について協力しましょうというのが発端でございます。

その後、高知大学との連携協定を持ちました。ただ、今回の人材育成センターというのは全くそれとは異にして、別にして、自分がこの4月1日に開設しようとする、言えば人材育成センターなるものをつくってお約束したことをやっていこうということでございまして、高知大の今回の出前講座とは全く別の区分でございます。ただ、本当に高知大としてはこの出前講座を、連携協定を提携した以上、どうしても大学の力をお貸ししていただけるというようなことでございましたので、今、担当課長が申し上げましたように、いろいろなスキルアップの下に出前講座をやってもらっております。

この4月1日にお約束をした人材育成センターを、言えば農村環境改善センターを予定しておりますが、ここに開設をすると。高知大学の出前講座は今後、その拠点となる人材育成センターのカリキュラムの中に踏襲をしてやっていきたいと思ひます。このほかにも県の出前講座とか様々な雇用創造協議会の研修もございしますので、その辺をやはり一つ、一元的に今後、四万十町の今の課題、政策課題、地域の課題をやっぱりクリアする人材をつくっていくにはどうするかということでカリキュラムを作るという段階でございますので、そこは今後一つのところへ踏襲していくというご理解をいただいちゃったらいと思ひます。

以上です。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） ご答弁いただきました。

商工観光課長にご答弁いただいていた分につきましては、私の勘違いをしていた部分だっ

たということだと思いますが。同じような緊急雇用の関係の講座のようなものが随分行われていたと思いますので、そのようなスキルアップ講座とこの人材育成が、これから考えていかれるようなものが、考え方としては同じようなものなのではないかということと、その講座に来ていただくのにも随分と苦勞していたというふうに思うわけです。ただ、講座をやりますよって、開ければ人が集まるかと思ったら、そんなもんじゃないということを感じたので、そこを視点として質問をさせていただいたということです。

もう一点の、57ページの農林課長に答弁いただいた分でありますけれども、町単のほうの、上の四万十川流域豊かな森林保全整備事業のほうですが、私、認識が違うんです。自伐林家であるとか、小さな事業体のほうは足らなかったぐらいだと思うんですよ。もっと使わせていただきたかったという中で、足らないぐらいだったと思うんです。だから、それがこうやって1,000万円も返ってきているっていうふうな認識での質問なんです。実際、自伐が今回、平成27年度で終わらせている補助が、来年度、28年度に延ばしてくれという問合せが来ておるわけで、そこら辺を兼ねて質問をしたわけです。もう一遍ご答弁をお願いいたします。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） それでは、先ほどの中で四万十町の雇用創出事業の補助金についてはご説明したとおりでございます。

下元議員の中では、講座等が行われていて、今回の人材育成の中でかぶっているというか、そういうところがあったのではないかと、また、講座を開くにあたっては非常に苦勞したとかいうようなお話であります。これにつきましては、四万十町の雇用創造協議会というものがございまして、その中で行っているセミナーとか講座のことであると私は今感じておりますが、これにつきましては、この創造協議会のほうが3年間で実践型の地域雇用創造事業というものをやってみて、その一環で行われたようなセミナーということでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 四万十川流域豊かな森林保全整備事業の減額でございますが、これは当然減額するようなことになっておりますので、要望があつて、その事業内容に適応すれば実施は可能であつたというふうに認識しております。それで、平成28年度の当初予算にもこれは計上させていただいております。森林整備のほうは進めていき

いと思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 商工観光課長のほうからご答弁申し上げましたが、今、正に下元真之議員がご指摘のとおり、雇用創造協議会の、本当に人を集めるのにも難儀しましたいうことは私も承知しておりまして、せんだって、この本年度で終結を創造協議会の報告会に参加しました。

やはり、先ほど言いましたように、何が足らなかったのかいう、本当に苦勞されてます。担当職員は苦勞されてまして、本当にそれが、率は一定上下しますけども、やはり20、30%の就業率言いますか、言えば達成率ということもあったようですが、そこは本当に現場のその苦勞を、この間の報告会を受けて、正にこの4月以降のそういった個別の、言えば人材育成センターなるもので踏襲していこうということも、ちょっとさっき説明が不足しましたが、考えておりますので、やはり目的を持って、どんな人材をつくっていくかということ町政課題とにらみ合わせて、やはり言えばエリアの人材をつくっていくことが一番僕は大事やと思いますので、そういった意味で今後、人づくり委員会のほうにはいろいろなご提案をさせていただいて、地域を支えてもらえるような人材をしっかりと確保していきたいと考えてます。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

10番味元和義君。

○10番（味元和義君） 私から一つだけ。3月補正予算資料の3ページ。国民健康保険特別会計繰出金の中で、27年に国保税の改定を行って、そして住民にも負担をしてもらってるという中、あまりにもこの金額が、平成27年、1億8,280万円ですか。こういうのは当然、ずっと言っているように、基金をずっと取り崩して何とか賄ってたということは、当然こういうのは早くから皆さんが指摘し、分かったことであり、やはり今後も、平成28年1億6,000万円、29年も1億6,000万円ということで、この特別会計に対してどんどん一般会計から持ち出しがあるということで、今後、住民に対してのまた負担を求めなくてはいけない時期が来るのではないかと考えてますが、そこらあたりはどういう考えですか。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

一応今現在、3月補正におきまして9,700万円の繰出金を出していただいて、合計で1億

8,250万円という形になっております。これにつきましては、27年度の当初予算の作成のときに一定の国保税の改定と併せて繰出金の部分をいただいて国保運営をしておったところですが、医療費につきましても過去3年間の実績に基づいて、また、医療費の高騰部分も合わせて当初予算を計上しておったところでございますが、その予想を上回る医療費の高騰というような形の部分で、今回繰出金のお願いをしておるところです。

議員のご質問ありましたように、これから平成28年度、29年度と1億6,000万円の基金を、繰出金をいつまでずっと出していくのかということのご質問でございましたが、これにつきましては平成30年に一応県のほうが全域の運営になりますので、このときにまた新たな標準課税率を県のほうが示してきますので、その段階でまた国保料の改定と言いますか、そういうところも考えていかないかんとというような状況になってくると思いますが、この平成28年度、29年度につきましてはこの形で繰出金を出していただいて、国保運営に努めていきたいというふうに考えておるところですので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（橋本保君） 10番味元和義君。

○10番（味元和義君） 平成28年、29年は1億6,000万円ぐらいで何とかやって、平成30年はまた県の方が決まってから考えるということで、国保税のアップもあり得るということですね。

やはり、これは町長にですが、合併のあれは、サービスは最大にと、そして負担は最小にということで合併したがですね。そういうことを考えたら、非常に自由な使えるふるさと納税が今どんどん入ってます。こういうのを、負担の少ないような、こういう国保税の基金とかいうところに一生懸命ためて、負担を少なくする手もあるがですね。

また一般質問でもやらしてもらいますし、ここでは質疑ですので、やはりそういう先を見ることを考えた、この国保税でなく、水道料金特別会計も初め、やっていくべきだと思いますが、その点は町長はどう考えているのか、意見を聞きたいと思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 自分の受け止めた範囲内でのお答えをさせていただきたいと思います。また後日、一般質問のほうでご指摘いただきたいと思います。

やはり、そうです、そのとおりです。議員の言われるように、合併後、本当に一般財源限られた中で、とにかくそういった生活に直接関わるものについては、やはり一財で手当てをするというのが基本的な考え方です。

今回も、ふるさと納税もそういった充当をしています。例えば診療所のいろいろな、様々な生活、命を守る対策には入れてます。ですから、先ほど大元班長が言いましたように、一つの一般財源化をして使っておるという感覚の中で、しかし、取り分け寄附者がこういったものに使うてもらいたいよというのがやはりあります。ですから、その辺もよう状況を見ながら、全体の一般財源の中で効率的に使っていくという考え方を持ってます。ですから、ここにそのままポンと同額をとすることは考えてないですけども、できればそういった町民の皆さん方の生活を守る一つの手段として使っていきたいと考えてます。

昨年、担当課長申し上げましたように、私も国保税上げたくなくて、しかし、だんだん医療費が増大をすると。昨年は、昨年と言いますか、本年4月には半分は被保険者のほうで、半分は公費でということで、平成28年、29年は何とかこれで耐えて、基金を使って、30年度を待って、率改正まで何とか持とうということでご提案をさせていただいたとこです。

しかし今回、主な理由は先ほど担当課長申し上げませんでした、例えば本当に想定してない単身世帯、老老世帯の家族の皆さん方がなかなか家に帰れない、そういった療養型・医療型の入院も増えてます。長期化してます。それから、新薬。これも本当に個別にはちょっと申し上げられませんが、本当に新薬、本当に一人当たり300万円から600万円の医療費というのが今、この間、国保連合会の総会でも報告がされました。ですから、本当に今、急速に医療費と単価ですかね、医療費、単価がアップによって医療費が増大しゅうのは、本当にお粗末な話ですけども、この27年の4月1日の改正時点では見込めてなかったというのが本当に率直なところですよ。ですから、確かに医療費の削減と言いますか、抑制もするということも含めながら、平成28年、29年は被保険者に負担を強いることなく、お約束したとおり、30年度の県の一本化されたときに、やはりもう一回税率を改めて、そのときに初めて法定外の繰入れを、四万十町としてはどうしようかという額をまたご検討していただければというふうに思いますので。ここに書いてますように、一応平成28年、29年については被保険者に負担を強いることなく、町の税源を充当させていただきたいというのが私の思いでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

8 番水間淳一君。

○8 番（水間淳一君） 最後になるかも分かりませんが、一点だけ。先ほども質問が出て

おりましたが、57ページの四万十川流域豊かな森林保全整備事業補助金、それから森林整備地域活性化支援交付金、この2件ですね。これは事業によって、どの事業でもそうですが、広報を、やはりどんなにして広報して住民の人に知っていただくか。事業量を大きくするのは、増額するのはまたこれは話も分かりますが、減額というのは、一つには広報の仕方もやっぱり十分じゃなかったんじゃないかと、このような感じもしますが。その一点だけ。広報はどのようにしたか、そこの説明をお願いします。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） この流域豊かな森林整備事業ですが、これは過疎債のソフト枠を使った事業でありまして、過去5年間やってきたところでございます。

その中で、広報、町の広報とか、それから森林組合の総会とか、こういった内容の中でPRをしてきたところでございます。また、森林組合におかれましては積極的にこの事業を取っていただくということで、業務拡大ということも含めましてお願いもしているところでございます。

確かに、事業1,000万円減額したわけでありますので、もう少しPRに力を入れてみたいと思います。28年度事業についても引き続き行っていこうという考えでありますので、今後の広報につきましてはもう一工夫してみたいと思います。

以上です。

（8番水間淳一君「了解です」と呼ぶ）

○議長（橋本保君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 説明資料の2ページ上段のふるさと支援推進事業についてお伺いしたいと思います。

この中で特産品発送管理業務委託料、これ、12%という数字がずっと変わらずに出てきておるのですが、質問の趣旨というのは、12%が高いからもっと下げることはできないかという趣旨の質問をしたいと思います。

これについては、民間の市場で言えば、市場手数料として納めるようなものと私は解釈しておるのですが、これだけ格段に取扱量、金額が増大しているのに手数料が下がらないというのはちょっとおかしいことではないかと個人的に思うのですが、その点について、この12%にしたその根拠、あるいはその見直しについての検討、それらはされたのか、その点について質問したいと思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 12%の特産品発送管理業務委託料でございますが、このパーセントにつきましては、今年度当初にこの事業を始めるに当たりまして、町のほうでこの金額が妥当ということで公募して委託契約を行ったものでございまして、結果的に寄附金額が大きくなった関係で、それに合わせて12%ですので、当然支払う額も大きくなりましたが、町のほうとしましては当初1,500万円という、去年度の当初予算で計上させていただきましたが、いう見込みの半額の12%という計算でございました。この見込みが大きく狂いまして、7億5,000万円、約、寄附金額が出たということで当然返礼品も増えたということで増えております。

ただ、この12%の根拠につきましては、今、インターネットで返礼品のPRしておりますところ、ふるさとチョイスですか。そこがやる場合が寄附金額の6%ということでしたので、町のほうはその寄附金額じゃなしに、返礼品の取扱いですので、返礼品額のその倍の12%という感じでパーセントを設定いたしました。契約でそういう契約になっておりますので、今年度につきまして契約変更というのはなかなかできないということで。ただ、来年度については見直しを図っているという状況でございます。

（1 番橋本章央君「分かりました」と呼ぶ）

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号平成27年度四万十町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食休憩に入ります。

午後0時10分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第11、議案第 7 号平成27年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、日程第12、議案第 8 号平成27年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 3 号）、日程第13、議案第 9 号平成27年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 3 号）、日程第14、議案第10号平成27年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第 1 号）、日程第15、議案第11号平成27年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）、日程第16、議案第12号平成27年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、以上、議案第 7 号から議案第12号までの 6 議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第 7 号から議案第12号までの各特別会計補正予算につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第 7 号平成27年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は医療費の伸びによる影響分及び予算の精査によるものでございますが、主な歳出といたしまして、12月診療分まで確定いたしました医療費を基に推計した結果、2 款の保険給付費で493万2,000円、7 款の共同事業拠出金で2,270万9,000円を追加計上いたしております。

なお、これを賄う歳入といたしましては、3 款の国庫支出金で4,452万6,000円、5 款の療養給付費交付金で2,003万9,000円、7 款の共同事業交付金で146万8,000円がそれぞれ減額となったほか、医療費の伸びによる被保険者の負担抑制を図り、また今後の急激な医療費の伸びに対応するための財源確保を目的として、9 款 1 項の一般会計繰入金の財政調整繰入金で9,700万円を追加計上する一方、2 項基金繰入金の財政調整基金繰入金で2,525万8,000円を減額いたしております。

この結果、今回の補正は第 1 表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ 2,400万円の追加補正となり、累計予算総額は33億1,300万円となっております。

なお、この補正予算案につきましては、去る 3 月 3 日、四万十町国民健康保険運営協議

会に諮問をし、適当である旨の答申をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

続きまして、議案第8号平成27年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、歳出につきましては備品購入費といたしまして、総務費で73万円、医業費で50万円をそれぞれ追加計上する一方、予算の精査等により総務費の職員人件費で475万円、臨時賃金で190万円、報償費で60万円をそれぞれ減額いたしております。

なお、これを賄う歳入といたしましては、診療収入で167万7,000円、国の国保特別調整交付金の決定により、国保会計繰入金で59万6,000円をそれぞれ追加計上する一方、一般会計繰入金で312万8,000円、使用料及び手数料で44万5,000円、諸収入で50万円をそれぞれ減額いたしております。

この結果、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ680万円の減額補正となり、累計予算総額は3億3,970万円となっております。

続きまして、議案第9号平成27年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、歳出につきましては、職員の異動等により人件費で282万9,000円を減額する一方、修繕料で29万8,000円、備品購入費で17万5,000円、医薬材料費で90万円をそれぞれ追加計上いたしております。

なお、これを賄う歳入といたしましては、診療収入で84万4,000円、諸収入で48万7,000円をそれぞれ追加計上するとともに、財政調整基金繰入金で400万7,000円を新たに計上することにより一般会計からの繰入れを見送ることとし、現計予算の全額にあたる676万1,000円を減額いたしております。

この結果、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ131万円の減額補正となり、累計予算総額は1億2,280万円となっております。

続きまして、議案第10号平成27年度四万十町国民健康保険大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、歳出につきましては、精査により共済費で9万7,000円を減額いたしております。

なお、これを賄う歳入といたしましては、県支出金の60万7,000円を減額する一方、診療収入で11万5,000円、一般会計繰入金で39万5,000円をそれぞれ追加計上いたしております。

この結果、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ9万7,000円の減額補正となり、累計予算総額は1,070万3,000円となっております。

続きまして、議案第11号平成27年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、後期高齢者医療保険料納付金の一定の見込額が決定したことに伴う精査が主な内容でございまして、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ133万円の減額補正となり、累計予算総額は3億円となっております。

続きまして、議案第12号平成27年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正は今年1月までの事業実績に基づく予算の精査によるものでございまして、主な内容といたしましては、歳出では2款保険給付費で、今後の給付費を推計し、減額及び組替え措置等を行い、また5款地域支援事業費につきましては、事業費の確定見込みによる精査など所要な予算措置を行っております。

一方、これを賄う歳入といたしましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

この結果、今回の補正は歳入歳出それぞれ2,700万円の減額補正となり、累計予算総額は26億7,240万円となっております。

以上、6件の補正予算案につきましてご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 国保会計のことなんですけど。これ、ちょっと予算資料を見ていますと、療養給付費等地方単独事業減額分というのが計上されてて、ここだけが減額なんですけど、これはひょっとしてあれじゃないですか。ふるさと納税の寄附金で充てられた、この町の単独事業である乳幼児、15歳までの子どもの医療費の自己負担をゼロにするという給付に充てられてる分じゃないですか。

結局ふるさと納税の寄附金をそこに充当したんで、ここの減額が生じているんじゃないかということの確認と、それと併せて、先ほどの説明の中でもありました、国保の医療費

の増大の主な原因が療養給付費の増大と新薬とかというようなことでしたよね。だから、新薬というのはどういう分野における新薬のことであるのか。

あと、多分、国保の医療会計の増大の中には後期高齢者分の納付金が非常に大きな比率含まれていますので、ちょっと広域連合に、後期高齢者広域連合、高知の連合にちょっと問い合わせたことが過去にあるんですけど。私も投薬が主な理由ではないかと思っておりました。実は入院費用が一番かさんでいるということで。実に、高知県は全国平均の3倍のベッドを持っていると。療養介護病床と呼ばれるものであろうかと思いますが。医療費の増大、削減もやはり今後の喫緊の課題であると思いますので、その視点で、新薬とはどのような分野の新薬であるのか。

それから、結局、高齢の方で入院患者が多い、それが医療費の増大に直につながっているということに関しての、何か今後の医療費削減に向けての策のようなものがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） 私のほうからは国保の医療費の増大についてお話しさせていただきます。

まず、議員のおっしゃりますように、医療費の高騰の原因、主なものですけど、入院医療費の増加ということで、9月から11月、昨年の比較しての段階で入院医療費のほうで1,187万円月平均伸びておるといような状況になっております。そして、やっぱり増加の多い疾病ということで、一番生活習慣病、その他のものが増えておる状況です。

それから、新薬という形で、かなり医療技術のほうで高度な新薬のということで、どういうものかということでございましたが、ちょっと疾病を特定するということがありますので、ちょっとこの場では控えさせていただきたいというふうに思います。

それから医療費の高騰のための対策ということでご質問いただきました。まず、一番目につきましては特定健診の受診者の増加という形を取り組むようにしておりますし、それからジェネリック医療品、医薬品、これらの周知を十分に、少しでも医療費を下げていくという取組をしていきたいというふうに考えてます。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 生活習慣病と言われましたので、生活習慣病というのはがんとか心臓病と糖尿病のことではありませんでしたか。間違いがあれば指摘していただきたいと思

います。

それで、新薬ということで、ですから生活習慣病、この3種類にどのような新たな効能を持った新薬であるかということを説明していただきたい。

疾病を特定することが何か問題があるとも私は思いませんが。その新薬によって医療費が増大しているので、その新薬がどのような効能を持っているか。つまり、必須の効能であるのかということです。その部分は聞かせてもらいたいと思います。

あと、入院費の増大とはおっしゃった。でも、その入院費の増大の背景です。背景を探らなければ今後の策は生まれません。その背景に対して、どのような問題の把握と、今後の問題解決に向けての策があるか、その部分をお聞きしました。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） まず、私のほうからお答えしたいと思います。

先ほど担当課長のほうで、医療費の抑制については一定の方向でお答えをさせていただきましたが、当初予算にも計上させてもらう予定でございますけども、先ほどチラッと触れましたけども、やはり、今、入院を余儀なくされている、言えは高齢者の皆さん方がなかなか単身なり、一定老老介護の中で自宅には帰れないという状況が、私自身は一応報告を受けております。ただ、その割合等についてはちょっと詳細には把握しておりませんが。

そういった中で、やはりすぐには功を奏さんと思いますけども、親子で生活できる環境づくりというのが将来的には喫緊の課題だと思います。ですから、一例挙げると、私の家庭でもそうですけども、もし私たちがいなければ、当然父親は一人で生活はできない状況にあります。ですから、そういった家庭が多々あります。ですから、一定、今回の28年度の当初予算の中で、やはり親子が目の届く範囲内で生活できる環境というのは早急につくり上げていきたいと考えておるところでございます。このほかにも確かに、本当に必要な、医療にかかる必要性は十分分かりますので、その辺も含めながら、医療の、言えは医療費が増大することのないような施策を検討していきたいとは考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 先ほどの町長答弁に関しまして、正しく老老介護の現実があって、そのために社会的に入院を余儀なくされている方がいると。であるとすれば、これは社会保障の問題であるのか、そして医療の問題があるのか、非常にそこに乗り入れ部分があるということです。ね。

喫緊の課題はすぐに解決するものではない。喫緊の課題が、だから見守り体制のために二世帯住宅をとようなことであろうかと思いますが、私は正しく喫緊の課題というのは老老介護の現実をどうするかであると思います。社会的入院を余儀なくされる、あるいは老老介護で共倒れにならざるを得ない、それこそが喫緊の課題であると思います。その視点でもう一度、この医療費削減は同時に施設の拡充であったり、住まいの確保であったり当然するわけです。その観点からもう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げます。

確かに老老介護の現実も目の当たりにしておるところでございますが、私が申し上げるのは、やはり喫緊の課題、確かに高齢者世帯が多いです。今現状は多いですし、子どもさんが都市部に出ておるということも現状でございます。ですから、私が、ただ単身者だけではなくて、老老介護の世帯、様々な、今回、今後、地域包括ケアシステムを推進する中で、そういったところにも一定の施策が反映できるような、町独自の施策を展開していきたいと思ってますので、地域包括ケアのシステムづくりはそれこそ喫緊の課題となっておりますというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号平成27年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（橋本保君） これより議案第8号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号平成27年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号平成27年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号平成27年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号平成27年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号平成27年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第17、議案第13号平成27年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第18、議案第14号平成27年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）、日程第19、議案第15号平成27年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第13号から議案第15号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第13号から議案第15号の各特別会計補正予算につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず議案第13号平成27年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、歳出では、水道管理費におきまして、人件費で31万3,000円を減額する一方、中継ポンプ設備の故障に伴う修繕料で171万3,000円を計上いたしております。

なお、これを賄う歳入といたしましては、一般会計繰入金で140万円を計上いたしております。

この結果、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、今回の補正は歳入歳出それぞれ140万円の追加補正となり、累計予算総額は9億6,420万円となっております。

次に繰越明許費でございますが、昭和簡易水道統合整備事業につきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費として、第2表に記載のとおり計上いたしております。

続きまして、議案第14号平成27年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

本事業は、貸付先からの貸付金元利収入や県補助金が主な財源となっており、不足分につきましては一般会計からの繰入金により対応することといたしておりますが、今回、貸付金元利収入等を追加計上したことにより、昨年度と同様に、必要な事業費以上の歳入が確保できる見通しとなったことから、余剰となりました707万7,000円を一般会計への繰出金として新たに計上いたしております。

この結果、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、今回の補正は歳入歳出それぞれ700万円の追加補正となり、累計予算総額は1,110万円となっております。

最後に、議案第15号平成27年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、精査により人件費で8万円を計上しており、これを賄う歳入といたしましては、一般会計からの繰入金で対応することといたしております。

この結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ8万円の追加補正となり、累計予算総額は5,811万2,000円となっております。

以上、3件の補正予算につきましてご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第13号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号平成27年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号平成27年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第14号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号平成27年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第20、議案第16号四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更について、日程第21、議案第17号四万十町過疎地域自立促進計画の策定について、以上、議案第16号及び議案第17号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） それでは議案第16号、議案第17号につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げたいと思います。議案資料28ページからとなります。

まず、議案第16号四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更についてご説明を申し上げます。

本議案は、四万十町過疎地域自立促進計画の一部を変更するに当たり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用します同条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本町では平成22年度から平成27年度を計画期間とします本計画に基づきまして、財政上の特別措置を活用しながら諸施策を実施しているところでございますが、一部事業を追加するため計画を変更するものでございます。

なお、本計画の変更に伴う過疎法第6条第4項に規定された高知県との事前協議におきましては、異議がない旨の回答を得ているところでございます。

本計画の変更内容といたしましては、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する

事項の事業計画に、今回新たに児童館の区分を設けまして、事業主体が町となる興津児童館改修事業を追加するものでございます。

続きまして、議案第17号四万十町過疎地域自立促進計画の策定についてご説明を申し上げます。

本議案は、四万十町過疎地域自立促進計画を策定するに当たりまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご承知のとおり、本町では平成22年度から平成27年度を計画期間とする現行の四万十町過疎地域自立促進計画に基づき、財政上の特別措置を活用しながら諸施策を実施してきたところでございますが、過疎地域自立促進特別措置法の改正により、法の失効期限が平成33年3月末まで延長されましたので、引き続き同法に基づく過疎地域自立促進のための地方債特別措置等を活用するため、平成28年度から平成32年度の5年間を計画期間とする新たな計画を策定するものでございます。

この計画には、県が定める過疎地域自立促進方針に基づきまして、地域の自立促進の基本的方針のほか、産業の振興や生活環境の整備に関する事項など、8つの分野における事業計画を記載をしております。

また、過疎対策事業債を財源とする事業につきましては、計画への位置付けが必須となっておりますので、事業計画の策定に当たりましては、町の最上位計画である四万十町総合振興計画に位置付けられた事業を基本としまして、過疎法の目的に合致すると思われる事業を幅広く掲載をしております。

なお、過疎計画に掲載された事業でありましても、その実施に当たりましては、総合振興計画の進行管理の下、社会情勢や町の財政状況等により実施を判断し、経費の精査を行ってまいります。

また、本計画の策定に伴う過疎法第6条第4項に規定された高知県との事前協議においては、異議がない旨の回答を得ているところであります。

以上、2件につきましてご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第16号及び議案第17号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号及び議案第17号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第22、議案第18号四万十町行政不服審査会条例について、日程第23、議案第19号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、日程第24、議案第20号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、以上、議案第18号から議案第20号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） それでは議案説明資料は33ページからとなります。

まず、議案第18号四万十町行政不服審査会条例についてご説明を申し上げます。

行政不服審査法は旧法における不服申立制度の簡易迅速性を生かしつつ、より公正な審理手続により国民の権利・利益の救済を図るため平成26年に改正され、平成28年4月1日に施行されることとなっておりまして、公正な審理手続を行うため、同法第81条第1項では、審査長であります地方公共団体の長に対し、その権限に属された事項を処理するための第三者機関の設置と諮問が義務付けられております。つきましては、第三者機関を四万十町行政不服審査会として設置するため、条例を制定しようとするものでございます。

内容といたしましては、四万十町行政不服審査会について、組織、委員、会長、専門委員等に係る事項を定め、設置形態は同法第81条第2項の規定に基づきまして、しばらくの間は事件ごとに臨時設置することとしております。

また、四万十町行政不服審査会の委員報酬につきましては、附則により四万十町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に規定するとともに、現在まで報酬額を規定されていなかった情報公開審査会、個人情報保護審査会委員の報酬額についての規定も加えております。

続きまして、議案第19号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明を申し上げます。

議案第19号と同様に、行政不服審査法の改正に伴うものでございますが、本条例につきましては、主に現在の不服に対する審査請求、異議の申立てが審査請求に一本化され、また、請求期日が60日以内から3か月以内に延長されたこと及び全部が改正されたことによりまして、今までと同様の規定であっても条ずれが生じたことに伴いまして、現在の行政不服審査法を引用している規定の改正が必要となったものを一括して改正しようとするものでございます。

改正しようとする条例につきましては、行政審査法第9条ただし書きの規定によりまして、審査手続を既存の情報公開審査会及び個人情報保護審査会が行うこととし、そのために必要な規定の整備と、その他必要な改正等を行う四万十町情報公開条例及び四万十町個人情報保護条例不服申立てを審査請求に改めるとともに、その他必要な改正等を行う。

四万十町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、法律番号の変更、条ずれに伴う改正を行う四万十町一般職の職員の給与に関する条例、行政不服審査法第13条第1項を行政不服審査法施行令第3条第1項に改めまして、その他必要な改正等を行う。

四万十町固定資産評価審査委員会条例、行政不服審査法に基づく同法第38条に基づく審議員が行う提出書類等の写し等の交付及び同法第81条の規定に基づき、同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付手数料の額を定め、また、同法を準用する場合も対象とする規定を設けるとともに、その他必要な改正等を行う。

四万十町手数料条例、異議の申立てを審査請求に改めるとともに、その他必要な改正を行う。

四万十町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例など、以上、7つの条例の一部を改正する内容となっております。

次に、議案第20号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の一部の規定が本年4月1日に施行されることに伴いまして、本町の条例に運用している法律にずれが生じましたことから、これを修正するものでございます。

内容といたしましては、地方公務員法第24条第6項を、地方公務員法第24条第5項に修正することとしております。

以上3件につきましてご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号から議案第20号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号から議案第20号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第25、議案第21号四万十町農村地域活性化複合施設条例について、日程第26、議案第22号四万十町ふるさと支援寄附条例について、日程第27、議案第23号四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第28、議案第24号四万十町基金条例の一部を改正する条例について、以上、議案第21号から議案第24号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 議案説明資料は60ページからとなります。

まず、議案第21号四万十町農村地域活性化複合施設条例についてご説明を申し上げます。

本条例につきましては、窪川地区の街分に設置しております農村環境改善センターの施設の位置付け、活用方法を変更するため、新たな施設としての設置条例を制定しようとするものでございます。

農村環境改善センターは昭和55年の開設から、近代的で多目的に利用できる施設として、多くの町民、各種団体等の会合や、文化・スポーツサークル活動に活用をされておりました。昨年度には耐震補強及び大規模改修による施設の長寿命化を、また、今年度には防災拠点、避難所兼医療救護所に指定していることから、災害時の停電時に対応した太陽光電気設備、太陽光パネル蓄電池等を整備をしたところであります。

開設から35年が経過をしており、その間には農村環境は著しく変化し、また、少子高齢化の進行による地域コミュニティの維持・活性化などの課題も発生をしております。

このような状況の下、国が制定しましたまち・ひと・しごと創生法に基づき、各地域が

それぞれの特性を生かした、自立的で持続的な社会の創造を目指すため、昨年11月には四万十町まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るため、重点施策の一つである、将来を担う人材の育成に取り組むこととしておりまして、制定しようとするこの条例につきましては、現改善センターの管理棟1階部分を人材育成等拠点施設として、人材を担う人材育成に取り組むために新設を予定しております。人材育成センター事務所を中心に、教育力向上や安全・安心な地域づくりにつながる業務を行う教育研究所、少年補導センター事務所、四万十町人権教育研究協議会窪川支部事務所、高幡保護区更生保護サポートセンターが利用し、相互に円滑な連携、協働ができるようにするとともに、既存の改善センターとしての機能も残しつつ、時代のニーズ、行政需要に対応した農村地域活性化複合施設として有効活用しようとするものでございます。

続きまして、議案第22号四万十町ふるさと支援寄附条例についてご説明を申し上げます。

現在の四万十町ふるさと支援条例につきましては、本町が取り組む地球的な課題に対し、生活空間を超えた社会的な存在としての責任を果たせる機会を町内外の寄附者及び投資者に与え、町と寄附者等による協働のまちづくりを推進するため、平成20年に本町への寄附に関する包括的な条例として制定をしたところであります。

近年は寄附の大半をふるさと納税が占める状況となっております。また、今後も同様な状況となることが予想されますことから、ふるさと納税による寄附金の取扱いにつきまして、四万十町ふるさと支援条例に規定する指定の寄附や、土地等の寄附、その他の寄附等の取扱いと区分することが適当であると判断いたしましたので、ふるさと納税による寄附金のみに関する事項を規定した条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第23号四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が本年4月1日から施行されることにより、労働者災害補償保険法による年金たる保険給付と同一の事由により厚生年金保険法による年金たる給付が支給される場合の労災年金に乗ずる調整率に変更されることに伴い地方公務員災害補償法施行令が改正されましたことから、地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するものであります。

内容といたしましては、傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率及び休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率を、0.86から0.88に変更をしております。

ます。

続きまして、議案第24号四万十町基金条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

ふるさと納税による寄附金につきましては、四万十町基金条例に規定するふるさと支援基金により管理、運用することとしておりますが、ふるさと支援寄附条例を制定することに伴いまして、基金の運用に関する規定をふるさと支援寄附条例の事業区分と整合させる必要がありますため改正を行おうとするものであります。

以上、4件につきましてご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第21号から議案第24号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号から議案第24号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第29、議案第25号四万十町税条例の一部を改正する条例について、日程第30、議案第26号四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例について、日程第31、議案第27号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第32、議案第28号四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について、以上、議案第25号から議案第28号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 議案説明資料は68ページからとなります。

まず、議案第25号四万十町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

町税の前納報奨金につきましては平成18年度に見直しを行いまして、住民税、固定資産税を対象に、第1期の納期限までに全期前納した場合に限り、上限を5万円、下限を200

円として交付をしておりました住民税の前納報奨金は平成24年度から廃止をしておりまして、今回、固定資産税の前納報奨金制度につきまして、高額な税を一括納付できる、いわゆる担税力がある一部の納税者に対して有利な制度となっていること。また、全国的に行財政改革に伴う歳出削減として廃止する市町村が多いことから、検討いたしました結果、平成28年度課税分より廃止をしようとするものであります。

続きまして、議案第26号四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

後期高齢者医療保険料の普通徴収において、平成28年度から第1期の納期開始を7月16日から7月1日に改めようとするものであります。

続きまして、議案第27号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

昨年9月議会で承認いただきました町民税、固定資産税の第1期の納期開始を月初めといたしておりましたが、同様に、国民健康保険税の普通徴収につきましても、平成28年度から第1期の納期開始を7月16日から7月1日に改めるものでございます。

続きまして、議案第28号四万十町介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

介護保険料の普通徴収において、平成28年度から第1期の納期開始を7月15日から7月1日に改めます。

議案第26号から28号につきましては、それぞれ第1期の納付期間をより長く設定し、納付環境の改善を図ることを目的としております。

以上4件につきましてご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第25号から議案第28号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号から議案第28号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを

行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第33、議案第29号四万十町興津水産物鮮度保持施設条例の一部を改正する条例について、日程第34、議案第30号四万十町湯の里ふれあいの家条例の一部を改正する条例について、以上、議案第29号及び議案第30号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） それでは議案第29号四万十町興津水産物鮮度保持施設条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

四万十町興津水産物鮮度保持施設につきましては、指定管理者でありました興津漁業協同組合の解散に伴いまして、平成27年5月1日より高知県漁業協同組合が管理・運営を行っているところであります。また、製氷機の利用料金につきましては昨年の9月議会で減額の条例改正をご決定いただきましたが、漁業者の負担を軽減し、安定した漁業を継続できるよう、今回さらに利用料金を減額しようとするものであります。

利用料金金額の設定に当たりましては、平成27年度の1年間の本施設の運営状況と収支、また、利用する漁業者の実情と近隣の類似施設の状況を調査しまして算出をしております。

続きまして、議案第30号四万十町湯の里ふれあいの家条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、四万十町湯の里ふれあいの家条例第7条の、別表に規定をしております入浴料を改正するものでございます。入浴料につきましては、当初、町内利用者500円、町外利用者700円としておりましたものを、平成20年4月1日より町外利用者の増加を図ることを目的に、町外利用者について500円としておりましたが、入浴者数の増加にあまり効果が現れない結果となっております。

この間、施設から約4.5km離れた国有林内に位置しております源泉取水場所からの源泉引込みに係る維持管理経費とともに、浴場、家族風呂等の入浴施設に関わる燃料費、光熱水費、消耗品費など、運営経費につきましても抑制に努めてはおりますが、多額を要し運営に大きな影響を与えております。今後も指定管理者が安定して施設を管理運営していくために検討を重ねました結果、入浴料を上げざる得ないと判断をいたしまして、本条例を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては浴場の入浴料金を480円から700円に、家族風呂の料金を、1

時間1,910円から30分1,500円に改めることとしております。

以上、2件につきましてご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第29号及び議案第30号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号及び議案第30号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第35、議案第31号高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について、日程第36、議案第32号高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分について、以上、議案第31号及び議案第32号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） それでは議案第31号高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について、議案第32号高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、本町が属しております一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更、脱退に伴う財産処分等について、議会の議決を求めようとするものでございます。

内容としましては、高知縣市町村総合事務組合に所属しておりました仁淀川中央清掃事務組合が平成28年3月31日をもって解散し、4月1日から当該組合を脱退する旨の届出があったことによる規約の変更と、脱退に伴う財産処分に係るものでございまして、規約の

変更につきましては地方自治法第286条により関係地方公共団体の協議により定めるとともに、知事の許可が必要となっており、また、財産処分につきましても、同法第289条により関係地方公共団体の協議により定めることとなっているところでございます。規約の変更、財産処分ともに関係地方公共団体の協議に当たっては、同法第290条により議会の議決が必要となっておりますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第31号及び議案第32号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号及び議案第32号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

ここで休憩をします。

午後1時59分 休憩

午後2時16分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第37、議案第33号四万十町立ひかり保育所に係る指定管理者の指定について、日程第38、議案第34号四万十町滞在型市民農園に係る指定管理者の指定について、日程第39、議案第35号四万十町小野農業構造改善センターに係る指定管理者の指定について、日程第40、議案第36号四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定について、以上、議案第33号から議案第36号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） それでは、議案説明資料は86ページからとなります。

議案第33号から議案第36号につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず議案第33号四万十町立ひかり保育所に係る指定管理者の指定についてご説明を申し

上げます。四万十町立ひかり保育所につきましては、旧仁井田保育所と影野保育所の2園を統合した保育所でございまして、町の保育行政方針により公立保育所として設置をいたしました。運営に関しましては、旧仁井田保育所と影野保育所が社会福祉法人窪川児童福祉協会により運営をされてきたこと、建設時の統合に係る地元区長会や保護者会との協議の中で、同協会による運営を望む声が多かったなどから、園児への影響等も考慮をしまして、当初から同協会を指定管理者として選定をしたところでございますが、本年3月末をもちまして指定管理期間が満了することに伴い、引き続き指定管理者として選定をしようとするものでございます。窪川児童福祉協会は現在、町内で保育所4園を運営しております。保育サービスの提供については経験・実績ともに十分であり、また、園児への影響も最小限となると考えております。

以上のことから、四万十町立ひかり保育所の指定管理者の候補者として、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定によりまして、社会福祉法人窪川児童福祉協会を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

続きまして、議案第34号四万十町滞在型市民農園に係る指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は四万十町滞在型市民農園につきまして、営農支援センター四万十株式会社を指定管理者として運営を行ってまいりましたが、本年3月31日をもって指定期間が満了することに伴い、改めて現在の指定管理者を選定しようとするものでございます。

同社は指定管理者として公の施設の性格を十分理解し、施設の効用を最大限発揮させ、効果的・効率的かつ安定的な管理運営を行うとともに、常に施設利用者に対し、適切なサービスの提供を行っておりまして、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の規定により、引き続き指定管理者の候補として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

続きまして、議案第35号四万十町小野農業構造改善センターに係る指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、四万十町小野農業構造改善センターの指定管理者の指定に係るものでございます。四万十町小野農業構造改善センターは平成23年4月1日より平成28年3月31日まで、小野地区を指定管理者として指定をしておりまして、指定期間中には施設の効用を最大限に発揮し、安定的な管理運営がされてきたため、引き続き同団体を四万十

町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

続きまして、議案第36号四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、四万十町昭和ふるさと交流センターの指定管理者の指定に係るものでございます。四万十町昭和ふるさと交流センターは平成23年4月1日より本年3月31日まで、一般社団法人四万十町観光協会を指定管理者として指定をしておりました。今回、指定管理期間終了に伴いまして、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づく公募を行いましたところ、引き続き同団体からのみ、1件の応募がございました。四万十町指定管理者選定委員会で審査を行いました結果、当該団体は現在の指定管理者として施設を管理をしてきた実績があり、経験を生かした施設維持管理体制が整った事業提案がされておりまして、ラフティングやカヌー等は地元のガイド等との協力によりまして、最大限施設を活用する計画となっていること。夏場だけではなく、オフシーズンにおいても集客できる人材育成や体験プログラムが計画されていることなどから、一般社団法人四万十町観光協会を指定管理者の候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

以上4件につきましてご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第33号から議案第36号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号から議案第36号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第41、議案第37号四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者の指定について、日程第42、議案第38号四万十町作屋就業改善センターに係る指定管理者の指定について、日程第43、議案第39号四万十町興津地区多目的集会所に係る指定管理者の指定について、日程第44、議案第40号四万十町大正北ノ川多目的集会所に係る指定管理者の指定について、日程第45、議案第41号四万十町江師生活改善センターに係る指定管理者の指定について、日程第46、議案第42号四万十町里川入会林総合利用センターに係る指定管理者の指定について、日程第47、議案第43号四万十町昭和高齢者創作館に係る指定管理者の指定について、以上、議案第37号から議案第43号までの7議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） それでは、議案第37号四万十町十和東部地区交流センターに係る指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、四万十町十和東部地区交流センターの指定管理者の指定に係るものでございます。四万十町十和東部地区交流センターは平成23年4月1日より平成28年3月31日まで、浦越地区を指定管理者として指定しておりまして、指定期間中には施設の効用を最大限に発揮し、安定的な管理運営が実施されてきたため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補として選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

続きまして、議案第38号四万十町作屋就業改善センターに係る指定管理者の指定についてご説明を申し上げます

本議案につきましては、平成23年4月1日から本年3月31日までの間、四万十町上作屋地区を指定管理者として指定をしております四万十町作屋就業改善センターの指定管理者の指定に係るものでございます。当該施設は地域住民のコミュニティ活動の場及び地域就労者の研修の場を提供し、自治活動や文化、交流、観光の向上に資することを目的に設置をしておりまして、四万十町上作屋地区の指定管理期間中には施設を有効活用し、安定的な管理運営がされてきたため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補として選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものでござ

ざいます。

次に、議案第39号四万十町興津地区多目的集会所に係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、四万十町興津地区多目的集会所の指定管理者の指定に係るものでございます。四万十町興津地区多目的集会所につきましては、農村地域定住促進対策事業を活用しまして、昭和62年3月30日に興津郷分地区の多目的集会所として、四万十町興津1408の1に設置をされた集会所でありまして、平成28年3月31日まで興津郷分地区を指定管理者として運営を行っております。興津地区多目的集会所の設置目的から、今までと同様に安定的な管理運営を実施いただくべき施設でございますので、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定によりまして、引き続き興津郷分地区を指定管理者の候補として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

続きまして、議案第40号四万十町大正北ノ川多目的集会所に係る指定管理についてご説明を申し上げます。

当施設は平成18年9月1日より四万十町大正北ノ川地区が指定管理者として施設の管理運営を行ってまいりましたが、本年3月31日に指定期間が終了いたします。四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、引き続き四万十町大正北ノ川地区を指定管理者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項に基づき、指定管理者の指定をするため議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第41号四万十町江師生活改善センターに係る指定管理についてご説明を申し上げます。

当施設につきましては平成18年9月1日より四万十町江師地区が指定管理者として施設の管理運営を行ってまいりましたが、本年3月31日に指定期間が終了いたします。四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、引き続き四万十町江師地区を指定管理者として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項に基づき指定管理者の指定をするため、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第42号四万十町里川入会林総合利用センターに係る指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、四万十町里川入会林総合利用センターの指定管理の指定に係るものでございます。四万十町里川入会林総合利用センターは平成23年4月1日より本年3

月31日まで里川地区を指定管理者として指定しておりまして、指定期間中には施設の効用を最大限に発揮し、安定的な管理運営がされてきたため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補として選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

最後になりますが、議案第43号四万十町昭和高齢者創作館に係る指定管理者の指定についてでございます。

本議案につきましては、四万十町昭和高齢者創作館の指定管理者の指定に係るものでございます。四万十町昭和高齢者創作館は平成23年4月1日より本年3月31日まで昭和地区を指定管理者として指定をしておりまして、指定期間中には施設の効用を最大限に発揮し、安定的な管理運営がされてきたため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補として選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

以上7件につきましてご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第37号から議案第43号までの7議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号から議案第43号までの7議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第48、議案第44号四万十町地吉農産物処理加工施設に係る指定管理者の指定について、日程第49、議案第45号四万十町十川農林水産物処理加工施設に係る指定管理者の指定について、日程第50、議案第46号四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者の指定について、以上、議案第44号から議案第46号までの3議案を

一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） それでは、議案第44号四万十町地吉農産物処理加工施設に係る指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、四万十町地吉農産物処理加工施設の指定管理者の指定に係るものでございます。四万十町地吉農産物処理加工施設は平成23年4月1日より本年3月31日まで五縁の会を指定管理者として指定しておりまして、指定期間中には施設の効用を最大限に発揮し、安定的な管理運営がなされてきたため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補者として選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

続きまして、議案第45号四万十町十川農林水産物処理加工施設に係る指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、四万十町十川農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定に係るものでございます。四万十町十川農林水産物処理加工施設は平成23年4月1日より本年3月31日まで株式会社十和おかみさん市を指定管理者として指定しておりまして、指定期間中には施設の効用を最大限に発揮し、安定的な管理運営がなされてきたため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定によりまして、指定管理者の候補として選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

続きまして、議案第46号四万十町興津農水産加工直販センターに係る指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、四万十町興津農水産物加工直販センターの指定管理者の指定に係るものでございます。当施設は平成27年度の指定管理者選定委員会におきまして、公募により指定管理者を選定すべき施設となっておりますが、当施設と一体的に管理すべき施設、四万十町興津青少年旅行村の指定管理期間が平成30年3月31日までとなっているため公募は行わず、興津青少年旅行村の指定管理者である一般社団法人四万十町観光協会を指定管理者の候補として選定をし、指定管理期間を興津青少年旅行村の指定管理期間と同じ、平成30年3月31日までとすることといたしましたので、地方自治法第244条の2第6項に基

づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

なお、次回の指定管理者候補の選定からは、興津青少年旅行村と一体的に公募による選定を行うこととなります。

以上３件につきましてご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第44号から議案第46号までの３議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号から議案第46号までの３議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第51、議案第47号四万十町七里集会所に係る指定管理者の指定について、日程第52、議案第48号四万十町川奥集会所に係る指定管理者の指定について、日程第53、議案第49号四万十町小野川集会所に係る指定管理者の指定について、日程第54、議案第50号四万十町秋丸集会所に係る指定管理者の指定について、日程第55、議案第51号四万十町野地集会施設に係る指定管理者の指定について、日程第56、議案第52号四万十町大正大奈路集会所に係る指定管理者の指定について、日程第57、議案第53号四万十町瀬里集会所に係る指定管理者の指定について、日程第58、議案第54号四万十町河内集会所に係る指定管理者の指定について、日程第59、議案第55号四万十町井崎集会所に係る指定管理者の指定について、日程第60、議案第56号四万十町十和川口集会所に係る指定管理者の指定について、以上、議案第47号から議案第56号までの10議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） それでは、まず議案第47号四万十町七里集会所に係る指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、四万十町七里集会所の指定管理者の指定に係るものでございま

す。七里集会所は平成18年9月1日より平成28年3月31日まで四万十農業協同組合を指定管理者として指定をしております、指定期間中は施設の効用を最大限に発揮し、安定的な管理運営が実施されていると判断されるため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補として選定をしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

続きまして、議案第48号四万十町川奥集会所に係る指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、四万十町川奥集会所の指定管理者の指定に係るものでございます。川奥集会所は平成18年9月1日より本年3月31日まで川奥地区を指定管理者として指定をしております、指定期間中は施設の効用を最大限に発揮し、安定的な管理運営が実施されていると判断されるため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補として選定をしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第49号四万十町小野川集会所に係る指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、四万十町小野川集会所の指定管理者の指定に係るものでございます。小野川集会所は平成18年9月1日より本年3月31日まで小野川地区を指定管理者として指定しております、指定期間中は施設の効用を最大限に発揮し、安定的な管理運営が実施されていると判断されるため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第50号四万十町秋丸集会所に係る指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、四万十町秋丸集会所の指定管理者の指定に係るものでございます。四万十町秋丸集会所は平成18年9月1日より本年3月31日まで四万十町秋丸地区を指定管理者として指定しております、指定期間中には施設の効用を最大限に発揮し、安定的な管理運営がなされているため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者

の指定手続等に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補として選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第51号四万十町野地集会施設に係る指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。

四万十町野地集会施設は平成18年9月1日より本年3月31日まで、四万十町野地地区を指定管理者として指定しておりまして、指定期間中には施設の効用を最大限に発揮し、安定的な管理運営がされてきたため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第52号四万十町大正大奈路集会所に係る指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

当施設は平成18年9月1日より四万十町大正大奈路地区が指定管理者として施設の管理運営を行ってまいりましたが、本年3月31日に指定期間が満了いたします。四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、引き続き四万十町大正大奈路地区を指定管理者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項に基づき指定管理者の指定をするため議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第53号四万十町瀬里集会所に係る指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。

当施設は平成18年9月1日より四万十町瀬里地区が指定管理者として施設の管理運営を行ってまいりましたが、本年3月31日に指定期間が満了いたします。四万十町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、引き続き四万十町瀬里地区を指定管理者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項に基づき指定管理者の指定をするため議会の議決を求めようとするものであります。

次に議案第54号四万十町河内集会所に係る指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

四万十町河内集会所は平成23年4月1日より本年3月31日まで河内地区を指定管理者として指定しておりまして、指定期間中には施設の効用を最大限に発揮し、安定的な管理運営がされてきたため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等

に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補として選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第55号四万十町井崎集会所に係る指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

四万十町井崎集会所は平成23年4月1日より本年3月31日まで井崎地区を指定管理者として指定しておりまして、指定期間中には施設の効用を最大限に発揮し、安定的な管理運営がされてきたため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補として選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

続きまして、議案第56号四万十町十和川口集会所に係る指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

四万十町十和川口集会所は平成23年4月1日より本年3月31日まで十和川口地区を指定管理者として指定しておりまして、指定期間中には施設の効用を最大限に発揮し、安定的な管理運営がなされてきたため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補として選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

以上10件につきましてご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第47号から議案第56号までの10議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号から議案第56号までの10議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第61、議案第57号平成28年度四万十町一般会計予算を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第57号平成28年度四万十町一般会計予算案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

施政方針でも申し上げましたが、平成28年度におきましても、引き続き国や県の動きに積極的に対応することにより急激に進む人口減少に歯止めをかける一方、合併から11年目を迎え、普通交付税の段階的な縮減が始まる中で、事務事業のより一層の効率化に努めるとともに、中長期的な視点に立った予算編成と、持続可能な財政運営に取り組んでいかなければなりません。

このような情勢の下、就任から3年目となります平成28年度は、喫緊の課題であります防災関連事業を始め、ふるさと納税を活用しながら、平成27年度に策定いたしました四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた基本目標の着実な推進と公約の実現に向け、平成27年度補正予算と一体的に編成をしたところでございます。

この結果、一般会計の予算総額は、ふるさと納税に係る返礼品や事務経費、基金への積立金といったふるさと納税関連経費11億1,000万円余りを含む155億9,300万円となり、前年度当初予算と比較して6億6,500万円、4.5%の増加となっております。このうちふるさと納税関連では、前年度当初予算と比較して、寄附金が大幅に増加し、返礼品や事務費等の事業費で約4億円、ふるさと支援基金への積立金で6億8,500万円、合わせて10億8,500万円の増額となっており、ふるさと納税関連経費を除く実質的な予算規模は144億8,300万円と、前年度当初と比較して約4億2,000万円、2.8%の減少となっております。

また、ふるさと支援基金の前年度末残高は約6億6,300万円を見込んでおり、平成28年度の新規積立分7億円と合わせて、約13億6,300万円のうち約5億7,000万円を取り崩し、基金の有効活用を図ることにより、総合戦略に掲げた基本目標を着実に推進してまいりたいと考えております。

それでは歳出における性質別の概要につきまして、前年度当初予算と比較しながら、順にご説明申し上げます。

まず義務的経費では、人件費や公債費で減少したものの、年金生活者等支援臨時福祉給

付金の増加等に伴い、扶助費で約1億2,400万円、10.1%の増加となり、義務的経費全体でも約6,500万円、1.1%の増加となっております。

次に、投資的経費の普通建設事業費では、大正地区防災活動拠点施設整備で約1億4,500万円、穀類乾燥調整施設整備補助金で約1億3,900万円を計上する一方、次世代施設園芸導入加速化関連事業や携帯電話等エリア整備事業等の完了を始め、地区集会所耐震化促進事業補助金や畜産競争力強化整備事業補助金等の大幅な減額等により、普通建設事業費全体で約5億6,700万円、20.2%の大幅な減少となっており、災害復旧費を含む投資的経費全体でも約7億0200万円、22.3%の大幅な減少となっております。

次に、その他の経費では、廃棄物処理施設の包括的長期民間委託契約に伴い、維持・補修費が大幅に減少する一方、物件費が増額となったほか、ふるさと納税の増加に伴い、返礼品や事務費等で物件費が大幅に増加し、物件費全体で約4億1,100万円、16.4%の大幅な増加となっております。そのほか、同じくふるさと納税の増加に伴い、積立金で約8億7,800万円、433.1%の大幅な増加となったほか、国民健康保険特別会計繰出金の基準外分として、前年度当初から7,450万円の増額の1億6,000万円を計上し、繰出金全体で約9,600万円、7.4%増加するなど、その他の経費全体で約13億200万円、21.6%の大幅な増加となっております。

以上が歳出における前年度対比の主な概要でございますが、これを賄う歳入のうち自主財源につきましては、平成27年度の課税状況や過去の徴収実績等を基に見込んだ結果、町税で約5,000万円、3.4%の増加となったほか、ふるさと納税の増加に伴い、寄附金で6億8,500万円、基金繰入金で約4億4,300万円それぞれ増加し、自主財源の総額でも約11億7,200万円、44.6%の大幅な増加となっております。

次に依存財源でございますが、普通交付税では、先にご説明申し上げたとおり、合併から11年目を迎え、平成28年度から普通交付税における特例措置、いわゆる合併算定替えが一本算定に向けて段階的に縮減されるとともに、平成27年に実施されました国勢調査人口の減少に伴い、普通交付税の減額が見込まれるほか、新たな算定項目の追加等により、いまだ不透明な部分も多いことから、今後の補正予算に対応するための留保財源も含め、推計額を一定下回る予算計上といたしております。

また、普通建設事業費の縮小等に伴い、国・県支出金や町債で減額となるなど、依存財源全体で約5億700万円、4.1%の減少となっております。

また、町税や地方交付税といった用途を制限されない一般財源につきましては、町税の

増収見込み等により総額で約93億3,300万円と、前年度を上回る規模を確保いたしております。

以上が歳入歳出における性質別の概要でございます。前年度実績見込み等を勘案した上で、現段階で見込める限りの検討も加え、第1表歳入歳出予算のとおり計上したところでございます。

なお、今後は普通交付税の決定を踏まえ、各事業の進捗状況等も勘案しながら、引き続き財源調整を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、第2表の債務負担行為でございますが、あったかふれあいセンター事業につきましては平成27年度からプロポーザル方式により委託先を決定しており、当初は単年度契約により事業を進めていくこととしておりましたが、長期契約により、それぞれの地域の実情に合った、小規模で多機能な支え合いの拠点として、持続的に事業を行うことにより、利用者の利便性確保や継続効果が期待されるとともに、委託先の職員の確保や人材育成といった相乗効果も期待できることから、平成28年度を始期とする3年間の長期契約を締結しようとするもので、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額につきましては、第2表に記載のとおり定めようとするものでございます。

次に、地方債でございます。地方自治法第230条第1項の規定により、借入れを起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法につきまして、第3表に記載のとおり定めようとするものでございます。

また、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては、第4条及び第5条に記載のとおり、それぞれ定めようとするものでございます。

以上、一般会計予算案の概要を申し上げます。合併から10年が経過し、今後は普通建設事業、いわゆるハード事業を抑える一方で、四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標の推進に向け、ハード整備からソフト事業へと転換を図りながら、全国に誇れる豊かな自然環境と人材を最大限に生かした活力あふれる四万十郷の創造に向け、職員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き町政に対しましてご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。一般会計予算案の提案理由の説明とさせていただきます。

なお、本年度の主要事業につきましては、お配りしております予算説明資料「当初予算（案）の概要」の3ページに記載をいたしております。また、同じ資料の12ページ以降に

各課の現状と課題及び方針や、本年度の重点施策等を課別ごとにまとめた予算概要を記載しておりますが、このうち本年度の重点施策、その中でも特に新規事業を中心に、この後、各課長より順次ご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩をします。

午後 3 時01分 休憩

午後 3 時11分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成28年度の予算概要の説明をそれぞれの各課長より、ただいまから説明をいただきます。

企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） それでは私からは、企画課における平成28年度の取組につきましてご説明を申し上げます。

分野も広く、時間制限もありますので、資料「平成28年度当初予算概要」の13、14ページに記載しております課別予算概要に基づき、一部の重点的な取組についての説明とさせていただきます。

平成28年度におきましては、将来を見据えた本町の基本となる計画である第2次総合振興計画の策定にまず取り組みます。併せて、総合振興計画を推進するためには、将来に向け、安定した行財政運営を行っていく必要があると考えており、行財政運営や改革の方針を定めた行財政改革大綱及び実施計画の策定に取り組むとともに、施策の進捗管理を行う仕組みといたしまして、行政評価システムを確立し、総合振興計画や現在策定しております四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組につきましても、計画的に施策の効果の検証、見直しを図っていく仕組みを構築したいと考えております。

また、まちづくりの基盤となります人材の育成に向けまして、人材育成方針に基づき、その実現に向けての推進実行体制の確立に向け、専任の組織となる人材育成担当部署を設置し、地域教育の魅力化や若者の就業支援等の具体施策に取り組んでいきます。

続きまして、四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現に向けた取組といたしまして、戦略に掲げる基本目標に基づき、移住・定住に向けた取組におきましては、若者の住宅取得や二世帯同居推進を図るとともに、移住者に対する住宅家賃助成を行う若者定住促進支援事業、家族支え合い居住支援事業、移住者等賃貸住宅家賃助成事業を新設し、旧

県職員住宅の改修による移住定住促進住宅の設置。UIターン希望者住宅改修補助金につきましては補助額の増額を行っており、移住・定住における住居に関する課題の克服に向けての施策の充実を図るとともに、移住促進の強化に向けましての体制を構築し、移住・定住におきますさらなる推進を図っていきたいと考えております。

また、集落や地域の維持活性化に向けた取組としまして、地域おこし協力隊員の増員、地域づくり推進事業、地域活動推進事業の拡充を行うとともに、各集落等の代表であります区長組織や各地域での地域づくりの応援を積極的に行っていきたいと考えております。

最後に、生活交通の再編に向けての取組といたしまして、コミュニティバスへの取組、また、窪川大正間の直通路線バスの実証運行を行うなど、経費の削減を図りながらも利用者の方の利便性を確保できるように、沿線住民の方との協議を行いながら路線バス網の見直しを行いたいと考えております。

以上が、一部にはなりますが、企画課に関する平成28年度の重点的な取組についての説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 総務課の予算概要をご説明申し上げます。資料の15ページをごらんいただきたいと思います。

総務課は職員の人材育成、適正な公文書管理、健全な財政運営、公有財産の適正管理、この4項目について重点施策として取り組んでまいります。

まず、職員の人材育成につきましては、国、地方を取り巻く環境や行財政の変化に柔軟に対応できる人材育成のため、平成28年度も27年度に引き続き、国・県等との人事交流に積極的に取り組むとともに、各種研修事業を実施いたします。

公文書管理といたしましては、よりの確な公文書の体系的整理、保存方法を確立し、行政情報を住民と共有することを目的に文書維持管理システム（ファイリングシステム）の確立に引き続き取り組んでまいります。

次に、財政運営でございますが、財務情報の開示が求められる中、総務省から新たな統一基準モデルの財務書類の作成が要請されており、固定資産台帳の整備と複式簿記による財務諸表を作成するため、平成27年度から繰越事業として新地方公会計整備に取り組むとともに、公有財産管理につきましても新地方公会計整備の固定資産台帳の整備を活用し、公共施設の全体像を把握し、施設ごとの更新、統廃合、長寿命化を計画的に行い、財政負

担の軽減、平準化に資するべく、公共施設別コスト計算等を実施する公共施設等総合管理計画策定事業にも同様に取り組むこととしております。

以上が総務課の主な概要でございます。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 続きまして、危機管理課より説明させていただきます。次のページとなります。

危機管理課では、防災、防犯、消防、交通安全等に関する業務を行っておりますが、その中でも地震や風水害等への備え、南海トラフ地震対策の強化として、消防・防災体制・防災力の向上、南海トラフ地震対策の二点を重要課題と捉え、地域防災力や住宅の耐震化など、自助・共助体制を総合的に推進するとともに、施設整備や応急期対策、災害対策本部機能の強化など防除体制の充実・強化を図っていきたいと考えております。

消防・防災体制・防災力の向上では、消防車両の更新、備蓄食料、資機材の整備、地震・火災対策計画策定、自主防災組織の育成・支援、防災活動拠点施設整備、避難所ラジオ難聴対策など、南海トラフ地震対策では津波避難路、ヘリポート整備、住宅、避難施設等の耐震化、老朽住宅の除去などそれぞれ計画しているところであります。

主な新規事業について、地震火災対策推進事業、避難所対策について説明させていただきます。

まず、地震火災対策事業ですが、概要資料の92ページ下段に説明はありますが、南海トラフ地震発生時に想定される地震火災の対策を重点的に推進する地区として、窪川街分地区、本町、茂串町、琴平町、北琴平町が高知県より指定されたことに伴い、重点推進区域の地区の出火防止、延焼防止、安全な避難対策などについて地震火災計画を策定し、人的被害の軽減を図ろうとするものであります。

次に、避難所対策では、資料のほうは91ページ下段、94ページ下段になりますが、避難所運営マニュアルの作成や、それに伴った資機材の整備、ラジオ受信調査により難聴地域と判断された町内61か所の避難場所に高性能ラジオの設置など、避難所の機能充実、向上を図るものでございます。

そのほかにも主要事業として、概要の91ページから95ページのほうへ記載しております。危機管理課では命と暮らしを守る、安全・安心なまちづくりを積極的に推進していきたいと考えております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（橋本保君） 税務課長永尾一雄君。

○税務課長（永尾一雄君）　続きまして、税務課の予算概要についてご説明をいたします。

税務課では例年どおりでございますけれども、恒例に基づき、常に公平、適正な賦課徴収の実現を図りながら、徴収の確保に努めるとともに、自主納付の推進及び納税意識の啓発と納税秩序の確立に努めてまいります。

税務グループでは、マイナンバー制度の導入より、申告書等の税務関係書類への個人番号、法人番号の記載が必要となりますので、適正で公平・公正な課税に向けて、必要性を含めて広報誌等で周知徹底を図ります。

資産税グループでは、平成28年度は3年に一回の評価替えに向けた標準宅地鑑定評価の年となりますので、不動産鑑定士との連携を密にして適正な価格の把握、設定を行ってまいります。

収納グループでは、生活困窮者と悪質滞納者については納税相談等、財産調査を徹底し、困窮者は執行停止、悪質な滞納者には的確な滞納処分等の徹底により、徴収の公平性を確保するとともに、税と税外債権の連携不足を解消し、債権全般の効率的な管理を行うため滞納整理システムを導入し、段階的な徴収業務の一元化に向けて取り組んでまいります。

以上、税務課からでございます。

○議長（橋本保君）　町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君）　それでは私のほうから町民環境課の予算概要、新たな事業、三つを含みまして、三点でご説明させていただきます。資料は18ページになります。

まず、子育て支援の面ですが、現在、乳幼児・児童医療助成、ひとり親家庭助成などを実施していますが、人口減少対策におきましても、子どもを安心して産み育てることのできる環境づくり、これを支援していくことが大切であるというふうに考えております。そういう面では、創生総合戦略と連動し、各課がっております子育て支援、そういうところの拡充等を含めて実施していくことが必要であるというふうに考えております。

それで、町民環境課のほうとしましては、28年度からになりますが、安心子育て支援事業の中で出産祝金制度を創設したいと考えております。四万十町の次代を担う子どもたちの誕生を祝う、それから健やかな成長を願う。そういう意味で出産祝金を支給しまして、出産から育児、子育て等、一体的な支援を行うことで、子育てをしやすい環境づくりに努めていきたいというふうに考えております。

それから次に、二点目でございますが、廃棄物処理施設につきましてです。これにつきましては2月の臨時議会でもご審議いただいた部分がありますが、ごみ処理施設、汚泥再

生処理施設を、この二つを合せまして、包括的長期民間委託事業を実施していくことになりました。優先交渉社と昨年12月から協議を重ねまして、事業委託期間を平成28年度から平成37年度、10年間としました事業契約を締結したところです。今後、この施設の適正な運転管理という部分で、委託業者との協議、調整等が必要となってきました。特に、委託期間の10年間に大規模修繕等が発生しないように、十分心掛けていきたいというふうに考えております。

次、資料19ページになりますが、三点目としまして、四万十川対策室が主に取り組んでいくことになりますが、四万十川対策です。

まず一点目は水質の問題、そして、アユなどの水産資源、そして川との関わり。そういうところについての対策を講じていくことが重要であるというふうに考えております。この件に関しましては、四万十川再生推進プロジェクトチームなどでいろいろと話し合いを持って、課題解決に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。特に重点の施策としましては、四万十川一斉清掃。これは継続という形になっておりますが、今年は今度の日曜日に開催されますが、桜マラソンを前に町民とか事業所、行政による河川敷の一斉清掃を継続して行うことで、河川へのごみ等の飛散、流出、これを防いでいきたいというふうに考えてます。

水質浄化の面では、浄化槽設置整備事業補助金というのを継続して行うようにしております。これによりまして生活排水による水質汚濁を防止していきたいというふうに考えておるところです。

次に、四万十川保全活用推進検討業務ということで、これは平成27年から3年間の継続で行わせていただくものでございますが、これによりましてアユ資源の関係でありますとか、それから地域住民を交えました地域づくりに向けた取組とかいうことを行っていきまして、これからの四万十川対策の資料としても活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） 続きまして、健康福祉課の予算概要をご説明申し上げます。20ページから24ページをごらんください。

健康福祉課では障がい福祉、更生援護、保健推進、介護保険事業、高齢者福祉に関する業務を行っております。

まず障がい福祉でございますが、障がい者が安心して暮らすことのできる生活の場としてのグループホームの建設につきましては当初計画より一年遅れることになりましたが、平成28年度中に建設される見込みとなっております。事業主体といたしましては高知県となりますが、町として町有地の提供をすることなどを通じまして、スムーズな建設に協力をしてまいりたいと考えております。

続きまして、更生援護でございます。ここで、全ての住民が年齢や障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域でその人らしく安心して充実した生活が送られるよう、共に支え合う地域社会の実現に向けて現状取り組んでおります施策を継続するとともに、あったかふれあいセンター事業の充実、南海トラフ地震対策の拡充を図るため、災害時要配慮者の支援体制の整備を進めてまいります。

次に、保健推進でございますが、町民の健康増進を進めるため、従来どおり健康診査並びに各種がん検診、母子保健事業などを実施していきますが、今回新たに子育て支援策といたしまして、不妊治療費の助成、新生児聴覚検査事業に取り組み、現状の支援策に加えまして、子育て支援の拡充を図ってまいります。

最後に、介護保険事業、高齢者福祉でございますが、本町は現在、高齢化率40%を超えておりまして、毎年1%の割合で高齢化が進んでいるところでございます。高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画第6期に沿って計画を進めてまいります。高齢者の生きがいや暮らしを支援するため取り組んでおります福祉タクシー・バス事業の外出支援につきまして拡充を図ってまいります。

また、窪川金上野地区の低廉な高齢者支援住宅の整備につきましては27年度からの繰越事業となりましたが、9月完成、10月運営開始をめどに取り組んでまいります。

最後に、介護保険事業では、介護保険法の改正による介護予防・日常生活支援総合事業に取り組むとともに、高齢者になっても可能な限り住み慣れた地域で、生き生きと暮らし続けられるよう地域包括ケアシステムの構築を進めてまいりたいと考えております。以上が健康福祉課の主な概要でございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 続きまして、農林水産課長でございます。25ページを開けてください。

まず、農業①というふうにしてありますが、このページではいわゆる地域農業を守る施

策を載せてあります。現状と課題といたしましては、集落機能の低下とか農地の荒廃が進んでおり、また、農業の担い手が減少していることなどが挙げられます。この課題の解決策として特に重要な取組と考えておりますのが、日本型直接支払制度の活用ということでございます。右側の上のほうに載せてありますように、日本型直接支払は大きく分けて三つの項目となっております。生産のみならず、多面的な役割を果たしております農地をしっかりと守っていくこと。これによって地域農業をしっかりと守っていこうとする制度でございます。右下の表にも示しておりますように、中山間直接支払制度の活用を維持しながら、①の多面的機能支払にも取り組んでいただくよう、引き続き推進してまいります。

またそのほか、新規就農者への研修とか就農への支援も行っており、担い手確保などについても努めたいと思っております。

次のページをお願いします。

次に、農業②なんですが、ここではTPP関連対策と6次産業化に向けての取組を載せてあります。TPP関連といたしましては、将来、関税の引下げに伴って、国内産の価格が下がってくる恐れがあります畜産の対策として、畜産クラスター事業に取り組めます。具体的には、養豚農家の生産性の強化を図るべく、施設整備を支援する取組となっております。地域農家を始め、地域の関連事業者が連携をして、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制によって進めていきたいと思っております。

6次産業化に向けては、町内で賄えるものは町内で基本といたしまして、町内の食料自給率の向上を目指し、地消地産の施策を講じていきたいと思っております。

またそのほか、加工品の製造販売などについても検討を進めてまいりたいと思っております。

次のページをお願いします。

ここでは③ということで、どちらかというと攻めの農業施策を載せてあります。御存じのように、県は東又の県有地に先進技術を用いた次世代の施設園芸団地を整備を進めているところですが、また、県の出先機関でも研修とか実証を行っております。本町もこの先進技術等の導入に向けた取組を行っていくこととしております。右側で説明させていただきますと、環境制御導入加速化事業でございますが、これは既存の園芸施設に炭酸ガス発生装置などの先進技術を導入していく事業でありまして、その事業、メニューも拡充されているところでございます。その下に載せております園芸用ハウス整備事業によって新たな施設整備も進めつつ、農家所得の向上を図るために、この先進技術の導入につきまして

は大型の園芸施設のみならず、既存の施設への導入についても積極的に取り組んでいきたいと思っております。

次のページですが、これは林業関係の説明でございます。林業の施策といたしましては、まずは豊富に存在しております高齢級の山を適正に管理していくことが重要であると考えております。右側上を書いておりますような事業などによって、民有林の整備を積極的に推進してまいります。また、左のグラフに少し示しておりますが、本町の素材生産量は年々伸びを見せているところでございます。今後も自伐林業者の育成支援など、原木の供給体制の構築のための施策も行って、さらに木材生産量を伸ばしていきたいと思っております。これらによって、重要な役割を担っております本町の木質バイオマスの取組へもうまくなげていきたいと思っております。

最後に、右下に載せてありますように、1次産業全般にわたり深刻な被害がっております鳥獣害の対策にも、引き続き力を入れていくつもりでございます。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） それでは、商工観光課の予算概要につきましてご説明を申し上げます。29ページと30ページでございます。

まず29ページの商工振興分野の現状と課題及びその解決に向けた方針並びに本年度の重点施策でございますが、雇用対策としましては、これまでに国や県の雇用対策事業や町独自の雇用創造事業によりまして雇用の促進に努めていますが、今年度に策定した四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略でも雇用対策を重点項目に位置付けておりまして、今後も雇用創出並びに起業・創業支援に向けた取組が必要だと考えてます。

平成28年度においては雇用機会の創出、起業・創業の支援として、四万十町雇用創造事業を継続して4,180万円余り計上しております。また、昨年の4月から本格稼働しているNIC四万十町コンタクトセンターに対して、コールセンター等立地促進事業を継続して、1,030万円余りを補助します。

次に商工業の振興対策でございますが、商工業振興条例により、商工業の育成、起業創業等の支援を実施していますが、商店街等の振興をさらに推進するために、商工業振興事業を約400万円増額しまして、1,400万円近くを計上して支援をすることにしております。

また、経済産業省が平成26年1月20日に施行した産業競争力強化法に基づきまして、昨年から創業支援事業者と連携しまして、四万十町総合支援事業計画の策定に取り組んで

ましたが、今年の1月13日に国から認定を受けました。その計画を推進するために、起業創業を目指す住民等に支援や指導をする創業支援員を商工会に配置することにしておりまして、商工会運営育成事業の補助金を約370万円増額しまして、760万円近くを計上しております。

次に30ページでございますが、観光振興分野の現状と課題、その解決に向けた方針並びに本年度の重点施策でございますが、全国に知名度の高い四万十川を中心とした観光資源とともに、地域住民の日々の暮らしや伝統、文化を体験プログラムとして生かした、滞在・体験の着地型観光の推進が重要になってきています。平成28年度は奥四万十博も開催されますことから、高知県の観光施設でも上位の誘客があるホビー館の運営に対し、継続して1,400万円程度を計上しております。

施設の改修では、ホビー館の第2駐車場の整備に710万円ほどを計上し、利用者の利便性を図るための、駐車場内にトイレを設置します。また、松葉川温泉改修事業として800万円程度を計上し、さらなる来訪者の誘客を図ることとしています。

奥四万十博がいよいよ来月の4月10日から開催されますが、期間中における事業としては540万円程度を計上しており、滞在型・体験型の観光を目指し、新たな四万十町ファンの増加を図るとともに、奥四万十博の目的である旅の誘客キャンペーンが一過性に終わるのではなく、きっかけとして今後の観光振興につながるように努力します。

最後に、窪川地区商店街と駅前開発の構想につきまして、商工会や商店の代表者などが取り組んでいる商店街の活性化事業を継続させ、観光業が農林業や商工業に相乗効果として発揮される構想作りを目指して取り組みたいと考えております。

以上が商工観光課の当初予算の概要でございますが、平成28年度も議員の皆様のご理解とご支援をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） それでは建設課関係の平成28年度当初予算概要について説明させていただきます。

まず公共土木関係ですが、国の交付金事業で実施する事業が町道の改良10路線、若井大橋の耐震補強、橋梁長寿命化修繕が2橋、近接目視による橋梁一括総点検が100橋をそれぞれ実施予定しております。

次に、窪川街分の吉見川氾濫による浸水対策としまして、昨年度は本格的な事業化に向けての関係機関との協議も終わり、いよいよ本年度は事業の実施に向け、公共下水事業に

よる事業計画や都市計画の決定、また、都市計画法による事業認可等を含めた全体事業の計画の策定を予定しております。

次に住宅関係といたしましては、昨年度より、老朽化した見付第1団地の建替えに取り組んでいますが、本年度も引き続き2棟4戸を国の補助を受けて建設予定しております。

次に国土調査事業関係といたしましては、本年度は昨年度に引き続き、野地、天の川、秋丸地区の三年目工程、そして秋丸地区の一部、3.66km<sup>2</sup>の二年目工程と、南川口地区の5.61km<sup>2</sup>の一年目工程を実施予定しております。

そのほかといたしましては、平成22年度より取り組んでおります四万十町産の杉、ヒノキ等の木材を伐採から製材、そして住宅の建築までを一貫して町内企業で行い、建設された住宅に上限150万円補助する事業で、林業の振興や地域の活性化を目的として、町産材活用利用促進助成事業を平成28年度も引き続き実施しますので、よろしくお願いいたします。

以上、建設課関係の事業の概要説明といたします。

○議長（橋本保君） 上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） 32ページの上水道課の予算概要をごらんください。

上下水道課は簡易水道事業、農業集落排水事業、下水道事業、水道事業の五つの特別会計を持っておりますが、今年は上水道事業と簡易水道事業の、平成29年度から開始予定の事業統合を重点施策としています。

事業統合については、複式簿記である公営企業会計が適用されています水道事業会計に、一般会計方式である簡易水道事業特別会計が統合さるということになります。

それで、今まで行ってきた簡易水道事業の建設改良費は固定資産費として新たに計上され、毎年減価償却費という形で現金支出のない費用として発生することが今後の大きな経営上の課題だと考えております。

これらのことから、大幅な会計の変更となること、また、計画している建設改良事業が完了し、固定資産がある程度目安が立つこと等から、事業統合後の経営を見通すために収支の分析と収支計画の作成が重要なことだと今年考えております。この収支計画の中で、一般会計からの繰入金についても一定の基準を策定したいというふうに考えております。

また、統合に伴い、固定資産の整理、統合時点の貸借対照表の作成、条例改正、企業計画システムへの受入れ等、専門的な事務量の増大を予測しているところです。これらの対応をするため、平成28年度の予算措置として、簡易水道事業特別会計に建設改良費6億4,755万8,000円を計上しています。これで計画している5か所の統合事業や区域拡張事業

の平成28年度中の完了を目指していきます。

また、統合に関わる事務は専門性が要求されることや、事務量が多大となることから、収支の分析、収支計画の策定、統合に伴う事務移行等について、業務の委託を考えております。また、県への届出が必要となる水道事業の変更認可申請についても、委託料を計上しているところでございます。平成年度へ向けてかなりの事務量になると思いますが、何とかスムーズな移行ということで考えております。

以上、上下水道課です。

○議長（橋本保君） 議会事務局長宮地正人君。

○議会事務局長（宮地正人君） ページ33の議会事務局です。

四万十町議会では議会の権限として、公開機能、政策機能、決定機能を十分に発揮するため、積極的な委員活動や情報の発信、政策提言、議員活動を支える整備体制に取り組み、町民に開かれ、信頼され、魅力ある議会を目指して取り組んでいるところでございます。

中でも、平成27年度は委員会活動、本会議、また、各地域へ出掛けての聞き取り調査等を実施し、町民の意見を聴取し提言するとともに、日本の将来展望を示す地方創生元年の年であり、議会では中長期、未来に向けた四万十町のビジョン、人、食料、エネルギー自給率日本一を基本理念として、町に対し政策提言を行ったところです。

平成28年度はさらに幅広く、スタイルも変えながら、議会活動への理解を広める調査、研究活動を行い、町民の声、町民のニーズを一層町政に反映させていくとともに、近い将来発生が予想されます南海トラフの巨大地震など大規模災害などの非常時においても、二元代表制の趣旨にのっとり、議事議決機関、住民代表機関としての議会が敏速な意思決定と多様な町民ニーズの反映に対応していくための必要となる組織体制や、議員の行動基準を定めた四万十町議会災害時業務計画の策定に取り組んでいきたいと考えております。四万十町議会は住民の安心・安全と信頼される、町民に身近な魅力ある議会を目指していきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 学校教育課です。学校教育課の平成28年度課別予算概要についてご説明いたします。

学校教育課の施策として大きく二つ、学びの保障と教育環境の整備があります。

まず学びの保障です。学力の現状では、平成27年度の4月に実施した全国学力・学習状況調査では全国平均値を四万十町の小学校は、国語、算数を合わせた平均正答率は全国の

平均値を上回っているものの、毎年、毎年度ですけれども、上下変動しております。中学校は国語、数学を合わせた平均正答率は、平成22年度までは全国平均に近づいた後、3年間は全国平均よりまた離れていくという傾向にありました。今年度は国語は全国平均並みとなり、数学は活用に課題が見られるものの、全国平均値に近づきました。理科は課題が見られております。

一方、より効果的な授業を行うための教室の学習環境として、教室で活用する電子黒板の設置数、それからコンピューター室以外でのコンピューターの使用方法、それからICTサポーターのサポート体制が必要といった課題が挙げられます。そのための本年度の重点施策として、地域教育推進事業、ICT教育推進事業、小小・小中連携推進事業、学習支援員配置事業を行ってまいります。

続いて、ページ35ページ、環境教育の教育環境の整備です。学校施設では建築後50年となる学校施設もこれから増加することに伴い、危険箇所が増加し、修繕費も年々多くなってくるのが予想されます。また、教育環境、学習環境や通学対策について、小中学校の適正配置計画や通学費の保護者負担、児童・生徒の通学手段などの諸課題がございます。これらの課題に対しまして、学校適正配置推進事業、就学奨励金給付事業、それからスクールバス購入事業、小中学校のトイレの改修事業、校舎外壁打診調査修繕事業を行ってまいります。

以上です。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） 生涯学習課の分は36ページと37ページでございます。生涯学習課の予算概要を説明します。

まずは子ども子育ての支援です。これは昨年11月に策定した四万十町人口ビジョンで示す将来展望を実現するためには、段階的な出生率の上昇が3要件の一つとなっています。そこで、子ども子育て支援事業の取組、出生率の上昇につなげる必要があります。平成26年度に策定された四万十町子ども子育て支援事業計画に基づき、安心して産み育てる環境づくりを支援する取組を進めてまいりたいと思います。

次は社会教育の振興です。生涯学習のまちづくりを目指して、町民の学習ニーズに応じた学習機会や情報を提供し、子どもから高齢者まで全ての町民が自らを高めようとする学習意欲を助長する施策を行うとともに、幼少期の児童や青少年への学習育成、人材づくりへの取組が必要となります。そこで子どもから高齢者までの親しみある交流を行って、生

涯学習全体につながるのある取組へと進めてまいります。

三つ目は保健・社会体育の振興ということです。健康で明るい人づくり、まちづくりを目指し、町民全てが参加可能なスポーツ活動を関係団体等と協働して計画し、健康体力づくりの意欲を育てる取組が必要と考えております。町民全てが参加可能なスポーツ活動を、関係団体と協働・連携しながら進めてまいります。

四点目が文化の振興ということで、重要文化的景観については平成21年2月に文化庁より文化財としての選定を受けておりますが、これの活用、住民への周知が十分ではありません。また、文化施設である美術館について、収蔵作品等の展示を行っておりますが、児童・生徒、若者の利用が少ない状態です。そういう方々を美術館へ誘導し、感性豊かな心を持った人を育てていくことが必要であると考えます。

平成26年3月に策定した重要文化的景観整備計画に基づき、本町の重要文化的景観の活用周知を行い、後世につなげられるような取組を進めてまいります。また、美術館の利用を上げるためには、児童・生徒、若者に向けてのPR活動を積極的に進めていきたいと考えております。

次に、本年度の重点施策ということで、多子世帯保育料等軽減事業。これ、拡充です。これまで18歳未満の児童を3人以上養育している場合、三人目以降の児童の保育料を無償化しておりました。そして、2人の児童が同時入所している場合は、二人目を半額としておりました。それを平成28年度からは18歳未満の児童を2人養育している場合に、保育所に入所している児童の保育料を半額とし、多子世帯の保育料の軽減となるよう施策を広げております。

次に、新規事業として学校支援地域本部事業ということで、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で子どもたちを育む体制づくりを目指すものです。仁井田小学校、窪川小学校、東又小学校の3校で、地域の方の協力をいただき、学習支援や環境整備、伝統芸能の継承や昔遊びでの交流等を行う計画でございます。

続いて、夏季大学は、これ、継続でございますが、今年は会場内の受講者も一緒になって、元気が得られるような夏季大学にしたいと考えております。

それとあと、ほかには青少年地域活動事業でありますとか、四万十川の桜マラソン、それから重要文化的景観保護推進事業等に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（橋本保君） 農業委員会事務局長西谷久美君。

○農業委員会事務局長（西谷久美君） 農業委員会の概要について説明いたします。ページは38ページになっております。

現状と課題ですが、農業委員会に関する法律の改正が行われまして、平成27年9月4日法改正公布に伴いまして、平成28年4月1日より施行となります。改正の主な点につきましては、業務の重点化として農地利用の最適化の推進、農業委員の選出方法の変更といたしまして、公選制を廃止し、議会の同意を要件とする町長の任命制とすることになりました。また、農地利用最適化推進員委員が新設されること。主な改正点は以上です。

四万十町農業委員会につきましては法律改正前に改選が行われましたので、経過措置といたしまして、平成30年8月末まで現体制で活動を行います。

28年度の取組といたしましては、担い手への農地利用の集積、耕作放棄地の発生防止、解消など、改正法による農地利用最適化に向けて活動を行ってまいります。

本年度の重点施策ですが、農地台帳及び地図の公表につきましては、平成27年より全国農業会議所が一括して農地情報公開システムを構築し、公表しておりますので、引き続き農地台帳情報を全国農業会議所に提供し公表に努めてまいります。

農地利用状況調査の充実ですが、農地利用状況調査及び意向調査を引き続き実施いたしまして、耕作が困難な状況にある場合は農地中間管理事業への推進に努めてまいります。

地域農業の現状把握及び委員の視察研修につきましては、平成28年度稼働開始されます次世代ハウス、先進技術等の現地学習等を行い地域の農業へ生かす活動や、平成30年に向けて法改正による組織改革に備える研修を行ってまいります。

以上です。

○議長（橋本保君） 大正地域振興局長山脇一生君。

○大正地域振興局長兼地域振興課長（山脇一生君） 資料のほうが39ページになります。大正地域振興課の予算概要について説明をさせていただきます。

現状と課題でございますが、これにつきましては昨年と同様の五つの項目を掲げさせていただいております。課題解決に向けた方針でございますけれども、本庁の関係各課七つの部署と連携を密にしながら、地域住民との協議、対話を重ねながら課題を解決していくという方向性で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

そして、右のほうに28年度の重点施策を載せております。防災拠点活動施設でございますけれども、消防屯所の、田野々分団の屯所の機能とコミュニティ施設、それと防災倉庫、

これを併せました建物を平成28年度に整備をしたいと。

それと、昨年度着工に至らなかった中津川の集落活動センター。これを今年度着手したいと。活動そのものは、今年の2月14日に開所しまして、活動を開始したところではございますけれども、拠点となる施設を整備するということで取り組んでまいりたいと思っております。

それと、駅前のにぎわい拠点でございますけれども、これにつきましては奥四万十博のサテライトとして、また、田野々商店街への誘客増を目指した各種取組を積極的に行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） お手元の資料40ページのほう、お願いしたいと思います。

まず十和地区の現状でございます。高齢化と人口減少に伴い、1次産業の衰退が著しく、また、後継者不足による農林業への影響を危惧している状況でございます。大変重要な課題に直面しておりまして、1次産業を担う人材育成に取り組まなくてはならないと思っております。

そこで、本年度の重点施策でございますけれども、高齢化が進む中、安全で安心な地域づくりが必要でございます。その中でも、急峻な山間地の道路改良と防災も視野に入れた対策が必要であると考えております。

1次産業では後継者不足による農林業の担い手の育成が重要な課題となっており、集落営農の推進と地域おこし協力隊を活用した1次産業への参入も考えているところでございます。

また、主要な生産物であるシイタケ、木炭、栗の特用林産物への支援策を取り入れ、シイタケ生産者の現状を維持しながら、将来につなげていきたいと考えております。また、木炭では30名の生産者が登録されておりますけれども、ほとんどの方が高齢者となっており、技術の伝承を行いながら生産体制をつくることが不可欠となっております。現在、全国的に生産量が少なくなっておりまして、出荷すればすぐ取引される現状にあります。山林資源を活用した地域産業としてつなげていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

栗生産については専門の方による指導もあり、上質の栗が徐々に増加している状況にあります。生産量を増やす支援を行い、6次産業化につなげていきたいと考えております。

観光面では、四万十町の西玄関口でもございます。奥四万十博と愛媛県との南予博との連携も不可欠と思っておりますので、これを続けてまいりたいというふうに思っております。

道の駅同士の交流も行っておりますので、十和地区のみならず、四万十町への誘客につなげていきたいと考えております。

その他、本庁の各課とも連携をしながら進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 政策監田辺卓君。

○政策監（田辺卓君） 41ページ、国保診療所の平成28年度予算概要について説明を申し上げます。

一般会計、衛生費、保健衛生費におきまして、7,846万3,000円の繰出金を計上しております。地域住民の健康と安心を支える診療といたしまして、運営を行ってまいりたいと考えております。

本年度の診療所の重点施策といたしましては、まず地域医療の存続及び地域包括ケア推進のために欠かすことのできない医師確保につきまして、継続的に取り組んでまいります。

次に、火災時の安全を図るため、スプリンクラー等の施設整備を実施いたします。また、画像撮影処理速度が速く、低被ばく、高画質で診断精度につながる全身用X線CT診断装置を導入し、患者への貢献度を高めてまいります。

以上が診療所の主な概要でございます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第57号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第57号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第62、議案第58号平成28年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算、日程第63、議案第59号平成28年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算、

日程第64、議案第60号平成28年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算、日程第65、議案第61号平成28年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算、日程第66、議案第62号平成28年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第67、議案第63号平成28年度四万十町介護保険事業特別会計予算、以上、議案第58号から議案第63号までの6議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第58号から議案第63号までの各特別会計予算案につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第58号平成28年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

平成28年度の予算編成に当たりまして、基本となります国保被保険者数を5,469人と見込み、これによります予算総額を歳入歳出それぞれ33億9,300万円と定め、事業の健全運営を確保し、住民の健康保持・増進を図ろうとするものでございます。

予算の主な内容でございますが、まず歳出では、2款の保険給付費におきまして、過去の医療費の動向を踏まえて推計を行い、対前年度比で14.0%の増の20億8,481万9,000円を計上いたしております。そのほか3款の後期高齢者支援金等で2億9,192万1,000円、6款の介護給付金で1億2,200万2,000円、7款の共同事業拠出金で7億5,756万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

一方、これを賄う歳入でございますが、1款の国民健康保険税で対前年度比2.2%減の3億8,703万円、3款の国庫支出金で対前年度比9.3%増の8億2,306万8,000円を見込んだほか、65歳から74歳を対象とする前期高齢者の医療に係る6款の前期高齢者交付金で6億9,337万8,000円、7款の共同事業交付金で7億1,800万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

また、歳入不足額2億2,426万1,000円につきましては、9款一般会計繰入金の財政調整繰入金で前年度から7,450万円増額の1億6,000万円を計上するとともに、なお不足する6,426万1,000円につきましては財政調整基金からの繰入れにより対応することといたしております。

なお、平成28年度予算案につきましては、去る3月3日、四万十町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいておりますことを申し添えたいと思います。

続きまして、議案第59号平成28年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ4億3,010万円と定めようとするものでございまして、款項ごとの予算額につきましては第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

主な歳出でございしますが、総務費におきまして、職員給与費、臨時賃金、スプリンクラーの整備、住宅耐震補強及び改修工事や各種業務委託料などで、合わせて3億3,317万円、医業費におきましても、医薬材料費や医療機器購入及び保守点検委託料などで7,495万4,000円、給食費におきましても、賄材料費などで462万9,000円、公債費におきまして、元利償還金1,594万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

一方、これを賄う主な歳入でございしますが、診療収入で2億2,600万円、県支出金で2,780万5,000円を見込んでおり、また、国の国保特別調整交付金として、経営支援分3,200万円を国保会計を通じて繰り入れることといたしております。

この結果、なお不足する財源につきましては、一般会計からの繰入金6,585万7,000円で対応することといたしております。

なお、地方債につきましては、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表に記載のとおり定めるとともに、一時借入金の最高額につきましては第3条に記載のとおり定めようとするものでございます。

続きまして、議案第60号平成28年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ1億910万円と定めようとするものでございまして、款項ごとの予算額につきましては第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

主な歳出でございしますが、総務費におきまして職員給与費、臨時賃金及び各種業務委託料などで、合わせて8,956万2,000円、医業費におきまして、医薬材料費や各種検査及び医療機器保守点検の委託料などで1,821万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

一方、これを賄う主な歳入でございしますが、診療収入で9,910万8,000円を見込んでおり、不足する財源につきましては一般会計からの繰入金425万8,000円で対応することといたしております。

また、一時借入金の最高額につきまして、第2条に記載のとおり定めようとするものでございます。

続きまして、議案第61号平成28年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ1,060万円と定めようとするものでございまして、款項ごとの予算額につきましては第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

主な歳出でございますが、職員給与費などで、運営経費として総務費で1,048万円を計上しており、これを賄う主な歳入といたしましては、診療収入で37万5,000円、県支出金で157万6,000円、一般会計からの繰入金で834万8,000円を計上いたしております。

続きまして、議案第62号平成28年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、高齢化に伴い医療費が今後ますます増大していく中で、将来にわたって国民皆保険を守り、高齢者の方々が安心して医療を受け続けられるようにする目的で、平成20年4月より施行されております。

なお、この事業は高知県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営しており、市町村では被保険者の資格管理や保険料徴収事務、保険証発行などの窓口事務を主な業務として行っております。本町におきましては、新年度の予算編成に当たりまして被保険者数を4,374人と見込み、予算総額を3億1,200万円と定め、制度の健全かつ円滑な運営を図ろうとするものでございます。

なお、款項ごとの予算額につきましては第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

また、一時借入金の最高額につきまして、第2条に記載のとおり定めようとするものでございます。

続きまして、議案第63号平成28年度四万十町介護保険事業特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

第6期介護保険事業計画期間の二 年度目となります平成28年度の歳出につきましては、平成26年度事業実績及び平成27年度の決算見込額を基に、現時点で想定される所要額を計上いたしております。

主な内容でございますが、2款の保険給付費で25億960万7,000円、対前年度比で1.6%の

減となる一方、5 款の地域支援事業費で 1 億3,459万円、対前年度比で37.7%の増となっておりますが、これは介護予防の訪問介護と通所介護が保険給付費から地域支援事業費に移行したことが主な要因となっております。

なお、これを賄う歳入でございますが、1 款保険料で対前年度比2.6%の増の 4 億313万4,000円を計上するなど、第 1 表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております、これにより予算総額は歳入歳出それぞれ27億220万円となっております。

また、一時借入金の最高額及び歳出予算の流用につきまして、第 2 条及び第 3 条に記載のとおり、それぞれ定めようとするものでございます。

以上、6 件の予算案につきましてご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第58号から議案第63号までの 6 議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号から議案第63号までの 6 議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第68、議案第64号平成28年度四万十町簡易水道事業特別会計予算、日程第69、議案第65号平成28年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、日程第70、議案第66号平成28年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算、日程第71、議案第67号平成28年度四万十町下水道事業会計予算、日程第72、議案第68号平成28年度四万十町水道事業会計予算、以上、議案第64号から議案第68号までの 5 議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第64号から議案第67号までの各特別会計予算案並びに議案第68号の水道事業会計予算案につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず議案第64号平成28年度四万十町簡易水道事業特別会計予算案につきましてご説明申

上げます。

本年度の業務といたしましては、簡易水道と飲料水供給施設を合わせて36施設、給水人口約1万2,800人に対して年間約175万m<sup>3</sup>を給水する予定であり、予算総額を歳入歳出それぞれ11億4,040万円と定めようとするものでございます。

主な歳出といたしましては、まず、総務管理費におきまして、職員給与費などの経常的経費に加え、水道事業統合に向けて県への申請が必要となる変更認可の設計業務費等で、合わせて7,971万7,000円を、維持管理費で、施設の光熱水費、設備の修繕料及び施設維持管理委託料等に係る経費として7,285万1,000円、施設増補改良費で、道路改良等に伴う配水管敷設替え工事費として2,978万円をそれぞれ計上いたしております。

また、建設改良事業費におきましても6億7,455万8,000円を計上いたしており、その内容といたしましては、仁井田簡易水道区域拡張事業による六反地地区の配水管の敷設や、中津川簡易水道区域拡張事業による大正森ヶ内地区の配水管の敷設、十川簡易水道統合事業による鍋谷地区から十和川口地区及び十和地域振興局までの配水管の敷設、浦越簡易水道統合事業による津賀地区の配水池の築造と、北ノ川地区への配水管の敷設、昭和簡易水道区域拡張事業による轟地区及び八木地区の配水管の敷設などを予定しております。

続きまして公債費につきましては、償還元利及び償還元金及び利子で、合わせて2億8,329万4,000円を計上いたしております。

一方、これを賄う歳入といたしましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおり、水道料金を含む事業収入、建設改良に係る国庫支出金及び町債、一般会計繰入金など所要額を計上いたしております。

なお、地方債につきましては、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表に記載のとおり定めるとともに、一時借入金の最高額につきまして、第3条に記載のとおり定めようとするものでございます。

続きまして、議案第65号平成28年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

本議案は住宅新築資金等の貸付事業に係るもので、予算総額を歳入歳出それぞれ410万円と定めようとするものでございます。

なお、歳出につきましては、公債費、元利償還金で199万円、償還推進事業費で211万円をそれぞれ計上いたしております。

一方、これを賄う歳入といたしましては、貸付先からの貸付金元利収入及び一般会計からの繰入金など、それぞれ第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

続きまして、議案第66号平成28年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算案につきましてご説明申し上げます

本年度の業務といたしましては、宮内地区、江師地区及び大正森ケ内地区の加入戸数112戸に対しまして、年間約4万5,000m<sup>3</sup>余りの汚水を処理する予定であり、予算総額を歳入歳出それぞれ3,040万円と定めようとするものでございます。

主な歳出といたしましては、施設等の維持管理費で768万5,000円、施設増強改良費で施設の機能診断調査費として502万6,000円、公債費で1,753万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

一方、これを賄う歳入といたしましては、使用料及び一般会計繰入金など、それぞれ第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

続きまして、議案第67号平成28年度四万十町下水道事業特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

本年度の業務といたしましては、大正田野々地区の処理対象人口1,050人に対しまして、年間約10万1,500m<sup>3</sup>の汚水を処理する予定であり、予算総額を歳入歳出それぞれ5,530万円と定めようとするものでございます。

主な歳出といたしましては、職員給を含む総務管理費で1,033万1,000円、施設の維持管理費で1,632万円、公債費で2,854万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

一方、これを賄う歳入といたしましては、使用料及び一般会計繰入金など、それぞれ第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

最後に、議案第68号平成28年度四万十町水道事業会計予算案につきましてご説明申し上げます。

本年度の業務といたしましては、窪川街分を中心に給水区域を定め、給水人口4,941人、給水戸数2,540戸と想定し、年間約70万m<sup>3</sup>を給水する予定であり、第3条収益的収入及び支出におきまして、給水収益など1億2,405万4,000円の事業収益を見込むとともに、事業費用では職員給与費を含む施設維持管理費や減価償却費などの営業費用及び企業債の償還利子などの営業外費用で、合わせて1億1,671万8,000円を計上いたしております。

また、第4条資本的収入及び支出では、建設改良費で393万8,000円、起債償還元金で4,544万1,000円をそれぞれ支出見込額として計上しており、支出に対して不足する額4,937万

8,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填する予定としております。

また、第5条から第8条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することができない経費及び他会計からの補助金並びに棚卸資産購入限度額をそれぞれ定めようとするものでございます。

以上、5件の予算案につきましてご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第64号から議案第68号までの5議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号から議案第68号までの5議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第73、陳情第27－40号陳情書の取下げについてを議題とします。

この陳情議案につきましては産業建設常任委員会に付託し、審議をしておりましたが、その後に陳情者より陳情取下げ願が提出されましたので、その写しを配付しております。

お諮りします。

陳情第27－40号の取下げにつきましては、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第27－40号陳情取下げについては、これを許可することに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第74、陳情を議題とします。

本日までに受理をしました陳情はお手元に配付しております陳情文書表のとおりであります。

会議規則第95条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 4 時24分 散会